

(仮称)文京区児童相談所基本計画(素案)について

1 概要

平成28年改正児童福祉法により、特別区が児童相談所を設置できることとされた。本区は、児童相談所を早期に開設する方針を定め、児童相談所移管検討委員会を設置し、児童相談所を開設する場合の課題抽出や実施方法等について具体的な検討を行ってきた。

このたび、「(仮称)文京区児童相談所基本計画」(素案)がまとまったので報告する。

2 これまでの検討経過

平成30年6月1日	第1回	第2検討部会	(職員の確保・育成関係)
6月13日	第1回	第1検討部会	(基本計画関係)
7月2日	第1回	児童相談所移管検討委員会	
7月26日	第2回	第2検討部会	(職員の確保・育成関係)
8月20日	第2回	第1検討部会	(基本計画関係)
9月28日	第3回	第1検討部会	(基本計画関係)
11月2日	第2回	児童相談所移管検討委員会	

3 (仮称)文京区児童相談所基本計画(素案)

別紙のとおり

4 今後のスケジュール

(1) 基本計画策定スケジュール

平成30年11月29日	11月定例議会において素案報告
平成30年12月～1月	パブリックコメント
平成31年2月下旬	2月定例議会において案報告
平成31年3月下旬	基本計画策定

(2) 児童相談所開設までのスケジュール(予定)

平成31年度～32年度	基本・実施設計
平成33年度～34年度	建設工事
平成34年度(後半)	開設

(素案)

(仮称)

文京区児童相談所 基本計画

文京区の子どもの最善の利益を守るために

平成30年11月



文京区



この計画案は、平成30年7月現在の状況をもとに作成しています。
児童虐待を取り巻く環境は日々刻々と変化しているため、公表時において児童相談行政に関する情報等が変更されることもあります。

目 次

第1章 基本計画の策定.....	1
1. 基本計画策定の目的.....	1
第2章 児童福祉法の改正と関係する計画の整理.....	2
1. 児童福祉法の改正.....	2
1-1 児童虐待防止対策に関する法改正の変遷及び概要.....	2
2. 児童福祉法の改正・上位計画.....	4
2-1 上位計画.....	4
第3章 児童相談所開設に向けた現状と課題の整理.....	5
1. 文京区子ども家庭支援センターと東京都児童相談所の概要.....	5
2. 文京区子ども家庭支援センターと東京都児童相談所の現状と課題.....	7
2-1 現 状.....	7
2-2 文京区子ども家庭支援センターの課題.....	10
2-3 東京都児童相談所の課題.....	11
2-4 区立児童相談所の設置に向けて解決することが必要とされる課題...12	
3. 社会的養護の現状と課題.....	13
3-1 社会的養護の現状と課題.....	13
4. 区立児童相談所のメリットと新たな支援の可能性.....	16
4-1 区が児童相談所を設置するメリット.....	16
4-2 児童相談所と一時保護所を併設するメリット.....	16
4-3 新たな支援の可能性.....	16
第4章 基本方針.....	17
1. 基本方針.....	17
1-1 基本方針「文京区の子どもの最善の利益を守る。」.....	17
1-2 基本方針を実践するための視点・行動.....	19
2. 児童相談体制.....	22
2-1 児童相談所の主な職種等.....	22
2-2 児童相談所内の体制.....	24
3. 職員の確保・育成.....	27
3-1 職員数について.....	27
3-2 職員の確保策について.....	29
3-3 職員の育成について.....	29

4.	一時保護所方針	30
4-1	一時保護所の基本方針	30
4-2	一時保護所の統計	31
4-3	一時保護所の定員の算出方法	31
5.	社会的養護の方向性	34
5-1	社会的養護の基本方針	34
5-2	地域資源の活用	35
5-3	里親制度の推進	35
6.	児童相談所設置市（区）事務の方向性	36
6-1	児童相談所設置市（区）事務について	36
第5章	施設整備方針	37
1.	施設整備条件	37
1-1	施設設置予定地	37
1-2	目指すべき施設	40
1-3	必要設備・器具	40
1-4	施設整備スケジュール	41
第6章	施設プラン	42
1.	基本的な考え方	42
2.	施設内のエリア	42
3.	その他の配置	46
4.	立地上の課題	47

はじめに

近年増加する児童虐待に関して、これまで文京区子ども家庭支援センターでは、子どもや家庭の相談を実施し、東京都児童相談所並びに関係機関と連携を図り様々な対応を行ってきたところです。

こうした中、平成28年児童福祉法の改正において、児童福祉対策の充実を図るため、特別区が児童相談所を設置することが可能となりました。

法改正を受け、同年6月、区として児童相談所を早期に開設する方針を定め、児童相談所移管検討委員会を設置し、児童相談所を開設する場合の課題の抽出や実施方法等について検討を行ってまいりました。

また、具体的な課題について検討するため、同委員会のもと検討部会を設置し、区の児童相談体制、一時保護所の在り方、社会的養護の方向性などを検討するするとともに、必要な職員を配置するための職員確保・育成計画を作成いたしました。

一方、広域的課題については、特別区全体あるいは都区間で検討・協議を重ねてまいりました。

区は児童相談所の設置に向けて、基礎的自治体であるメリットを最大限に活かし、虐待の未然防止、虐待発生後の重篤化防止など、あらゆる施策を講じ、これまでの児童相談体制を更に強化するため、その基本的な考え方を整理した「(仮称)文京区児童相談所基本計画」を策定しました。

文京区

第1章 基本計画の策定

1. 基本計画策定の目的

児童虐待を防止し子どもの最善の利益を守るためには、充実した児童相談体制を構築するとともに、その中核となる児童相談所の設置が必要です。

児童相談所を設置するに当たり、子どもを取り巻く現状と課題を把握し、児童相談所の整備の必要性を整理のうえ、施設の整備方針を定めるために基本計画を策定します。

- 児童相談体制（文京区子ども家庭支援センター・東京都児童相談所等）及び社会的養護の現状及び課題を把握し、開設に当たっての方針を定めます。
- 区が児童相談所を整備する必要性、方向性及びメリット等を検証します。
- 区立児童相談所の施設条件を整理し、施設プランを作成します。

第2章 児童福祉法の改正と関係する計画の整理

1. 児童福祉法の改正

1-1 児童虐待防止対策に関する法改正の変遷及び概要

児童相談所に求められる役割は、時代と共に内容も変化してきました。

1947年 児童福祉法の制定 孤児・浮浪児

1960年代 非行

1970年代 障害・不登校

1990年代 児童虐待・居所不明児・面前DV・貧困

児童虐待件数は、現在においても年々増加傾向にあり、その事態が深刻化・重篤化するなど大きな社会問題となっています。児童虐待防止法の制定から特別区が児童相談所を設置できるまで、様々な対策がとられてきました。

平成12年

児童虐待の防止等に関する法律の制定（児童虐待防止法制定） 平成12年11月20日施行

- 児童虐待の定義（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待を定義）
- 住民の通告義務 ● 立入調査 ● 児童虐待の早期発見 ● 警察官の援助について明記

平成16年

児童虐待防止法の改正 平成16年10月1日施行

- 児童虐待の定義の見直し（同居人による虐待を放置することをネグレクトと定義。児童がDVを目撃することを心理的虐待と定義）
- 通告義務の範囲の拡大（虐待を受けたと思われる場合も対象） ● 面会又は通信の制限

児童福祉法の改正 平成17年1月1日施行

- 市町村の役割の明確化（相談対応を明確化し虐待通告先に追加）
- 要保護児童対策地域協議会の法定化〔平成17年4月施行〕
- 司法関与の強化
 - ・ 家庭裁判所の承認を経て行う強制入所措置の有期限化（入所措置の期間は2年間。家裁の承認を経て更新可能）
 - ・ 保護者指導の勧告

平成19年

児童虐待防止法の改正 平成20年4月1日施行

- 児童の安全確認義務（児童の安全確認のために必要な措置を講ずることが義務化）
- 出頭要求・再出頭要求、立入調査等の強化

(解錠を伴う立入調査を可能とする新制度の創設(臨検・搜索))

- 保護者に対する面会・通信等の制限の強化
- 保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化

児童福祉法の改正 平成20年4月1日施行

- 要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化

平成20年

児童福祉法の改正 平成21年4月1日施行

- 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等子育て支援事業の法定化及び努力義務化
- 要保護児童対策地域協議会の機能強化(協議対象を要支援児童、その保護者、特定妊婦に拡大)
- 里親制度の改正等家庭的養護の拡充〔平成21年1月施行〕
- 被措置児童等に対する虐待の対応の明確化

平成23年

民法の改正 平成24年4月1日施行(一部を除く)

- 親権の停止制度の新設
- 親権の喪失等の家庭裁判所への請求権者の見直し
- 法人又は複数の未成年後見人の許容

児童福祉法の改正 平成24年4月1日施行(一部を除く)

- 親権の喪失等の家庭裁判所への請求権者の見直し
- 施設長等の権限と親権との関係の明確化
- 里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者がいない場合の児童相談所長の親権代行について規定

平成28年

児童虐待防止法の改正 平成29年4月1日施行(一部を除く)

- 児童福祉法の理念、国・都道府県・市町村の役割の明確化
- 満二十歳未満の者への措置等の対象拡大

児童福祉法の改正 平成29年4月1日施行(一部を除く)

- 児童福祉法の理念、国・都道府県・市町村の役割の明確化
- 満二十歳未満の者への措置等の対象拡大
- 市町村・児童相談所の体制強化
 - ・ 子育て世代包括支援センターの法定化(母子保健法の改正)
 - ・ 市町村における支援拠点の整備(努力義務)
 - ・ 要保護児童対策地域協議会の機能強化(専門職の配置等)
 - ・ 児童相談所設置自治体の拡大(特別区を追加)
 - ・ 児童相談所への①児童心理司②医師又は保健師③指導・教育担当児童福祉司の配置、弁護士配置又はこれに準ずる措置
- 都道府県(児童相談所)の業務として、里親支援、養子縁組に関する相談・支援を位置づけ

2.

児童福祉法の改正・上位計画

2-1 上位計画

2-1-1 文京区基本構想（子育て支援）抜粋

- 子どもの権利を保障し、子どもが健やかに成長していくため、児童虐待やいじめを見過ごさない仕組みを充実させ、子どもの人権が尊重されるまちをつくります。
- 子育て中の世帯が孤立することがないように、世代を超えて地域ぐるみで子育て・親育ちを支援します。
- 区内の豊かな社会資源を活かし、子育てを支援するため、大学などの教育機関と連携するとともに、大学生や高齢者など、さまざまな人材の活用を図ります。
- 安心して子どもを生み、地域で楽しく子育てができるよう、情報提供、相談体制、各種子育て支援施策の充実を図ります。

2-1-2 文京区基本構想実施計画（平成29年度～平成31年度）抜粋

- 将来像の実現に向けた、現状と今後3か年の方向性
- 児童福祉法の改正に伴い、児童相談の第一義的窓口である基礎的自治体として、児童虐待の未然防止から社会的養護の必要な子どもへの対応等、切れ目のない一貫した相談・支援体制を構築するため、児童相談所の設置に向けた検討を進めます。

2-1-3 「文の京」ハートフルプランー子育て支援計画（平成27年度～平成31年度）抜粋

（1） 児童虐待防止対策の充実

子どもの権利保障の一環として、虐待の予防、早期発見、被虐待児と家族の援助のため、要保護児童対策地域協議会を中心に地域の虐待防止ネットワークを形成・活用するとともに、支援を必要とする子どもや家庭に対する個別相談や継続的な支援を実施していきます。

（2） 計画の体系

1) 子どもの健やかな成長（児童虐待防止対策の充実）

- i 児童を対象とした相談窓口の運営
- ii 児童虐待防止ネットワークの充実
- iii 乳幼児家庭支援保健事業

2) すべての子育て家庭への支援（子育てに伴う心理的負担の軽減）

第3章 児童相談所開設に向けた現状と課題の整理

1. 文京区子ども家庭支援センターと東京都児童相談所の概要

現在の児童相談体制である文京区子ども家庭支援センター及び東京都児童相談所の概要は、以下のとおりです。

●子ども家庭支援センターの概要●

1 設置の目的

- 平成16年児童福祉法の改正により、子どもと家庭の相談に対応することが区市町村業務として法律上明確にされた。当時、児童虐待の増加とともに育児不安等を背景に身近な子育て相談ニーズも増大していく中、子どもと家庭に関するすべての相談を児童相談所において受け止めることが効率的ではなくなってきた。そこで、地域住民との距離が近い区市町村において子どもと家庭を対象とした相談を受け、きめ細やかに対応するため、都内区市町村において子ども家庭支援センターを設置した。
- 虐待等の緊急かつより高度な専門的な対応が必要な場合には、子ども家庭支援センターと児童相談所が連携して対応する。

2 設置主体

- 都内区市町村

3 役割

- すべての子どもと家庭を対象にあらゆる相談に応じ、適切に対応する。
- 地域の子育て支援活動を推進するとともに、子どもと家庭支援のネットワークをつくる。

4 業務

- ①さまざまな相談への対応
- ②在宅サービス等の提供
- ③サービス調整
- ④要保護児童対策協議会 等

5 職員

- 社会福祉士、臨床心理士、保健師、保育士 等

6 相談の種類と主な内容

- ①養護相談：保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難等に関する相談
- ②保健相談：育児に関する知識やしつけに関する相談
- ③虐待相談：児童虐待に関する相談や通告があった場合の初動調査 等

● 児童相談所の概要 ●

1 設置の目的

- 子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等の把握及び個々の子どもや家庭に最も効果的な援助により子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護する。

2 設置主体

- 都道府県・指定都市及び児童相談所設置市（横須賀市・金沢市）
- 全国211か所（平成30年4月1日現在）

3 役割

- 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずる。
- 市町村間の連絡調整、情報の提供等必要な援助を行う。

4 業務

- ①市町村援助：市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助
- ②相談：家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえた子どもや家族に対する援助決定
- ③一時保護：P●一時保護所の概要 参照
- ④措置：在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等 等

5 職員

所長、児童福祉司、児童心理司、精神科医、弁護士等

6 相談の種類と主な内容

- ①養護相談：保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待、養子縁組等に関する相談
- ②保健相談：未熟児、疾患等に関する相談
- ③障害相談：肢体不自由、視聴覚・言語発達・重症心身・知的障害・自閉症等に関する相談
- ④非行相談：ぐ犯行為、触法行為、問題行動のある子ども等に関する相談
- ⑤育成相談：家庭内のしつけ、不登校、進学適正等に関する相談

2.

文京区子ども家庭支援センターと東京都児童相談所の現状と課題

児童相談体制（文京区子ども家庭支援センター、東京都児童相談所）における「現状」と「課題」を分析し、求められる児童相談体制の方向性を整理します。

2-1 現 状

2-1-1 文京区子ども家庭支援センターの現状

(1) 設置場所

文京シビックセンター（文京区春日一丁目）5階に相談室等を設置。

交通機関は、東京メトロ後樂園駅（丸ノ内線・南北線）及び都営地下鉄春日駅（三田線・大江戸線）が建物地下で直結。また、建物前の都営バス停留所の他、文京シビックセンターを始発とする文京区コミュニティバス「Bーぐる」があります。

(2) 実施業務

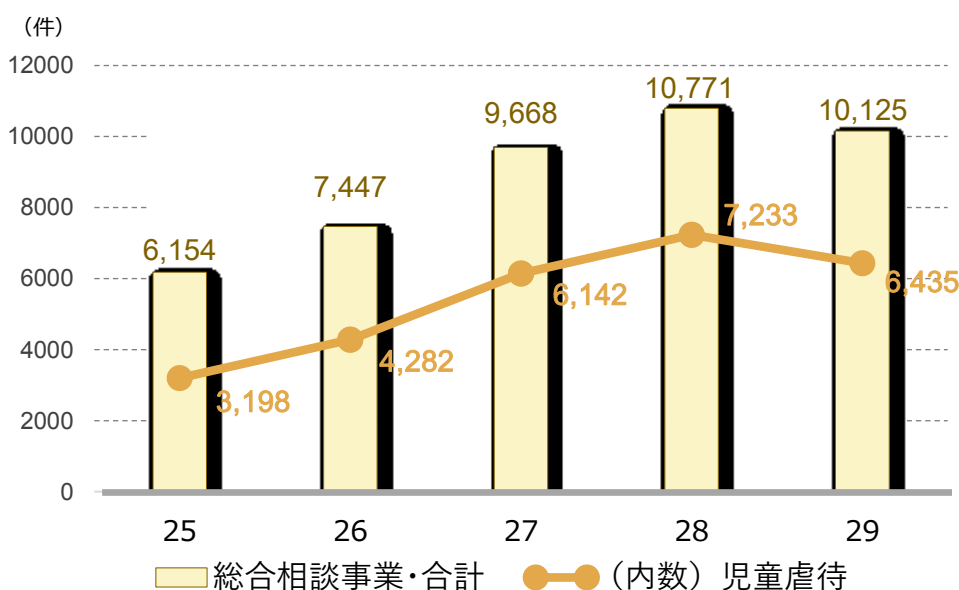
- さまざまな相談への対応
- 在宅サービス等の提供
- サービス調整
- 要保護児童対策協議会 等

(3) 統計データ

1) 総合相談事業

相談員の行動回数（訪問、面接、電話等）を集計した数値です。過去5年間の相談状況を見ると、平成28年度まで右肩上がりに件数が増加しており、29年度も1万件を越す高い数値で推移しています。また、相談内容における虐待の件数も同様です。

総合相談事業（文京区子ども家庭支援センター）



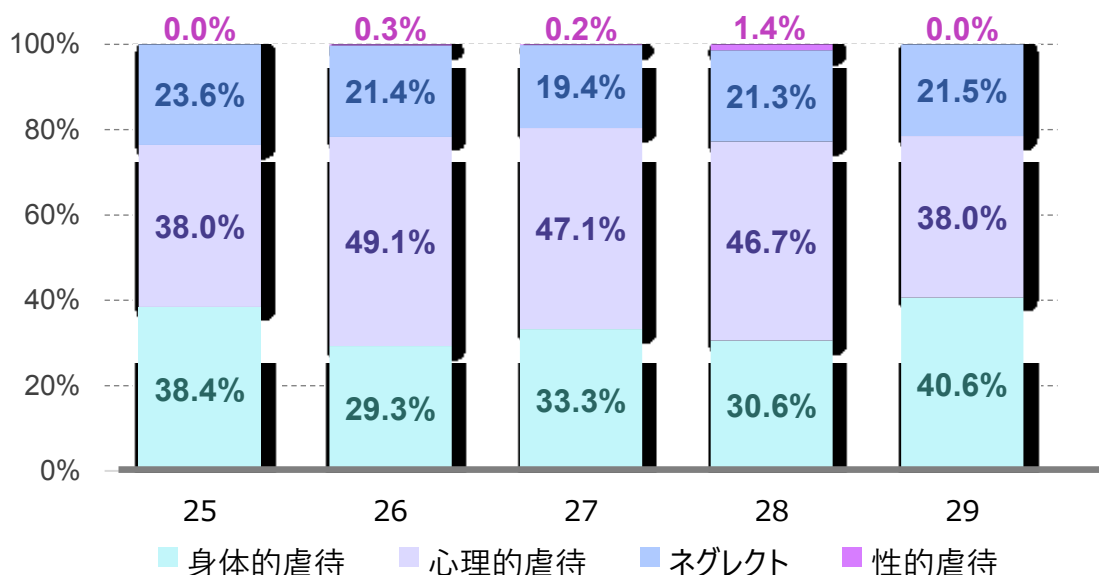
（福祉事業統計集計方法により、平成29年度から集計方法を変更しています。）

2) 児童虐待内容別状況

児童虐待の内容別割合を集計した数値です。

児童虐待には4つのタイプ（身体的、心理的、ネグレクト、性的）があり、過去5年間の統計では、心理的虐待は全体の約4割から5割、身体的虐待は全体の約3割から4割、ネグレクトは全体の約2割となっており、性的虐待の割合は少ないですが、発見や相談がづらいことも要因となっていると思われます。

児童虐待内容別状況（文京区子ども家庭支援センター）



児童虐待の4つのタイプ

1	身体的虐待	身体に傷を負わせたり、生命に危機がおよぶような行為。殴る、蹴る、叩く、首を絞める、たばこの火を押し付ける、熱湯をかける、つねる、屋外に締め出す、風呂で溺れさせるなど。また、乳幼児の場合は激しく身体を揺さぶるなどの行為。
2	心理的虐待	暴力的な言葉を浴びせる、兄弟姉妹を差別する、話しかけられても無視する、子どもの目の前でDV（配偶者等に対する暴力）が行われているなど、子どもの心を傷つけるような行為。
3	ネグレクト ・保護の怠慢 ・養育の放棄	必要な衣食住の世話をせずに放置する、病気なのに医者にみせない、家に閉じ込めて学校等に行かせない、棄児・置き去り、保護者以外の同居人による児童虐待を保護者が放置するなどの行為。
4	性的虐待	性的な行為やいたずら、性的関係を強要する行為。場合によっては、妊娠、中絶、出産などの結果を招く。性行為やわいせつな画像を見せるなど間接的なものも含まれる。異性に対し極端な嫌悪感を植え付けるなど、長期にわたって子どもの心に大きな傷を残す。

2-1-2 東京都児童相談所の現状

(1) 設置場所

都内11ヶ所に所在し、文京区を管轄している児童相談センター（新宿区北新宿四丁目）は、東京都の中央児童相談所として位置付けられています。

(2) 実施業務

- 区市町村援助等業務 ● 相談業務 ● 調査、診断業務 ● 援助
- 一時保護業務（緊急保護、行動観察） ● 里親業務
- 広域的専門的支援 ● 障害関連市町村支援業務 等

(3) 統計データ

1) 相談内容別受理件数

相談内容別受理件数（児童相談センター抜粋、平成25～29年度）

相談内容		年度				
		25	26	27	28	29
養護	虐待	835	1,241	1,785	2,214	2,675
	その他	451	515	553	506	468
保健		0	1	0	5	1
障害		662	749	792	766	754
非行		215	183	322	343	302
育成		213	202	195	181	144
その他		242	249	251	270	320
合計		2,618	3,140	3,898	4,285	4,664
虐待相談件数（割合）		32%	40%	46%	52%	57%

「4 1 5 2 電話相談（東京都福祉保健局が運営している電話相談室）」の件数を除く

2-1-3 文京区子ども家庭支援センターと東京都児童相談所における連携

文京区子ども家庭支援センターが開催する次の会議体に東京都児童相談所職員が参加し、情報を共有しています。

- 受理・支援会議（週1回） ● 実務者ネットワーク会議（月1回）
- 要保護児童対策地域協議会代表者：会議（年1回）、実務者会議（年4回）
- 医療関係者会議（年2回）、個別ケース会議（不定期）

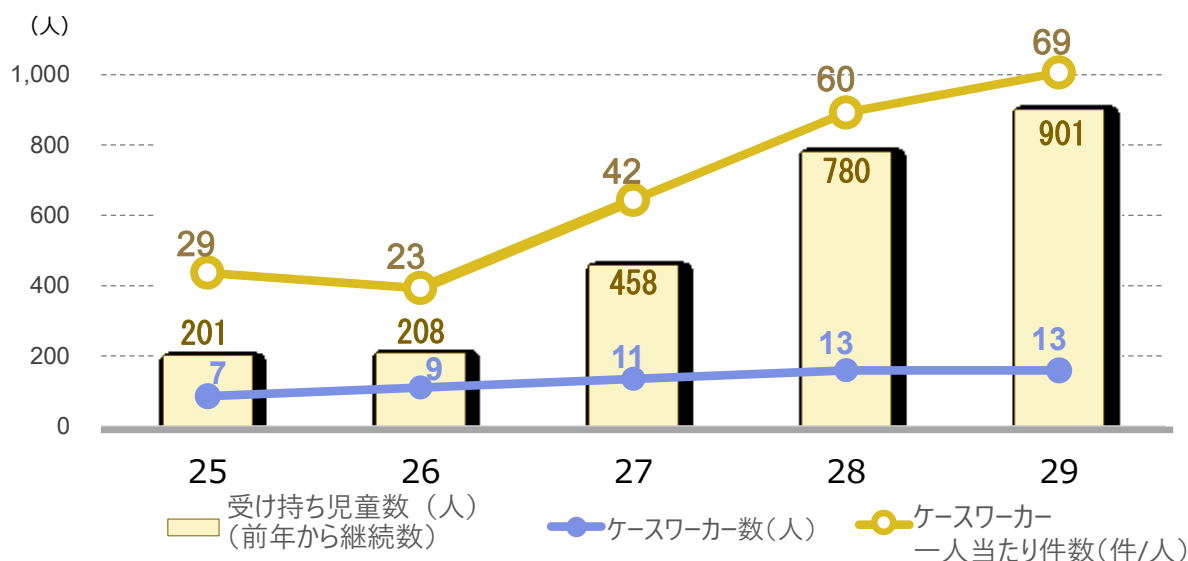
2-2 文京区子ども家庭支援センターの課題

2-2-1 ケースワーカーの不足

子どもと家庭のあらゆる相談において、虐待に関する件数が急激に増加しています。各ケースが複雑・深刻化してきており、ケースワーカーが日々の対応に追われています。

以下のグラフで示す数字は、継続的指導等を要する児童等への職員による指導及び調査を実施した件数です。ケースワーカー数は、平成25年度から平成29年度まで6名増員しているものの、受け持ち児童数が約700件増加しているため、一人当たりの受け持ち児童数は、平成26年度から3倍増加しています。

ケースワーカーの活動状況（文京区子ども家庭支援センター）



平成30年7月20日緊急総合対策※

- ・児童相談体制を強化するため、児童福祉司一人当たりの業務量を虐待相談以外の相談も含め、約40ケース相当となるよう見直すこととされました。
- ・平成29年度の区子ども家庭支援センターの業務量は一人当たり69件であり、前述の数値に照らし合わせると、約1.7倍の負担であることがわかります。

※）緊急総合対策：平成30年7月児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において決定された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の略

2-2-2 権限の限界

文京区子ども家庭支援センターが緊急に一時保護の必要と思われるケースと判断しても、一時保護の権限（児童福祉法第33条）がないため、東京都児童相談所に判断を委ねる必要があります。

※この他にも児童相談所長は親権喪失や親権停止の請求を家庭裁判所に対して行うことができます。（児童福祉法第33条の7）

2-3 東京都児童相談所の課題

2-3-1 児童福祉司の不足

児童福祉司は、法定職員数として、人口4万人に1名以上配置しなければならないとされていますが、平成30年6月に厚生労働省が公表した児童福祉司の充足状況調査によると、東京都児童相談所は配置基準に対して98人不足（平成29年4月1日時点の人数）していることが判明しました。

2-3-2 一時保護所の不足、保護日数の長期化

都一時保護所の定員は213名ですが、平成28年度統計では総保護人数88,429人、平均入所率110%を超えます。また、平均保護日数も42.4日と長期化しています。（保護期間は原則2ヶ月以内。保護期間を超える場合は、児童福祉審議会の意見聴取が必要）

このことから一時保護所が不足している状況は明らかです。

2-3-3 文京区子ども家庭支援センターと東京都児童相談所が関係する課題

(1) 相談・通報先

子どもに関する相談等は、文京区子ども家庭支援センターと東京都児童相談所の2箇所の窓口（その他「189*」等）があり、相談者から、どちらに相談してよいかわかりにくい、といった意見が寄せられています。

※189：児童虐待の通報や相談窓口となる全国共通ダイヤル。「いちはやく（189）」で覚えやすい。

(2) 連携と分担

文京区子ども家庭支援センターと東京都児童相談所が連携して対応する場合において、どちらが主体となって行うのか不明瞭になる場合があります。

(3) 物理的な距離

文京区子ども家庭支援センターと東京都児童相談所が連携して緊急対応しなければならないケースの場合、東京都児童相談所の児童福祉司が区へ移動するため、迅速な対応が困難となる場合があります。

(4) 心理的な温度差

文京区子ども家庭支援センターと東京都児童相談所の二元体制においては、認識の違いが出る場合があります。

市区町村子ども家庭相談 VS 児童相談所の構図（二元体制で生じている齟齬）

子ども家庭相談（市区町村）

- こんなに心配なケースなのに児相は保護してくれない。（特にネグレクト）
- 軽微なケースと断定できないから通告したが・・・
- 権限があるのに、どうして強制介入してくれないのだろうか。
- 危険なケースなのに、もう保護を解除し、在宅へ戻っている。聞いていない。
- 本当に一時保護所や施設に空きがないのか。

児童相談所（都道府県）

- 軽微な事案は、市町村で対応してほしい。
- なんでもかんでも行政処分ではなく、市区町村の子育てサービスを利用したい。
- 通告対応の際、「関係が崩れる」と渋られた。児相の方針に協力してほしい。
- 夜間や緊急時、市町村は頼りにならない。
- 本当にショートステイに空きはないのか。

児童相談所を設置すると、二元体制の問題がなくなる

川並利治（2018）（仮称）文京区児童相談所の開設に向けた講演会「基礎自治体を目指す子ども家庭支援体制」より

2-4 区立児童相談所の設置に向けて解決することが必要とされる課題

- これまで東京都児童相談所に委ねてきたケースを自ら解決する必要があるため、専門職員の確保と育成が急務となります。
- 自区内の一時保護所での受入が困難なケースについては、特別区間で相互利用の協定を締結し、他区の一時保護所で保護する方向で検討を進めています。
- 里親制度の運営や児童養護施設等の利用方法については、広域的な運用が必要なため、特別区間、あるいは都区間で具体的な方法についての協議を行っています。
- 財源確保については、移管に伴う財源等の課題を整理し、対応策の検討を進めており、児童相談所関連経費の都から区への財源移譲方法等に関して、都区財政調整協議の中で協議を行っています。

3.

社会的養護の現状と課題

3-1 社会的養護の現状と課題

「東京都児童相談所事業概要（平成29年版）」では、一時保護した子どもの約6割は家庭復帰、約2割は社会的養護として施設措置及び里親委託となっています。（その他2割は、他の一時保護所等へ配置替え）〔P○、新しい社会的養育ビジョンの概要：一時保護所からの退去状況 参照〕

児童相談所運営指針では、相談援助活動の原則として、「児童相談所が相談援助活動を行うに当たり、まずは家庭復帰に向けた努力を最大限に行う必要があります、それが困難と判断された場合は、親族・知人による養育（親族里親、養育里親や養子縁組）を検討し、さらには特別養子縁組を検討し、これらが子どもにとって適当でないと判断された場合には、里親等への委託や児童福祉施設等への措置を検討すること。」としています。

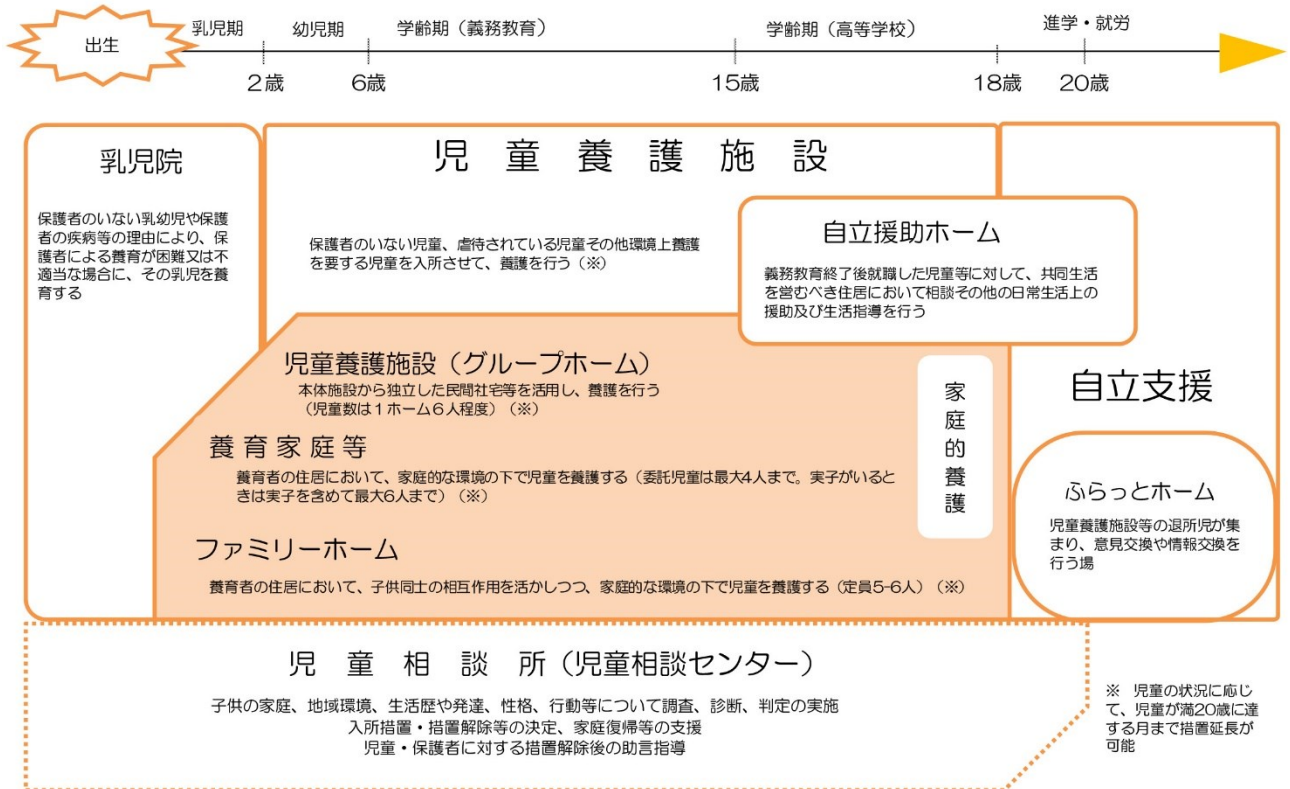
一時保護により調査をした結果、子どもにとって家庭復帰が適当でないと判断した場合、社会的養護（里親等への委託や施設等への措置）が重要な手段であることから、これまでの東京都児童相談所の取り組みを踏まえつつ、社会的養護の更なる充実を推進する必要があります。

さらに、平成28年児童福祉法の改正を受け公表された「新しい社会的養育ビジョン」では、家庭的養護を推進するための具体的な数値目標が掲げられたことから、これらも考慮する必要があります。〔P○、新しい社会的養育ビジョンの概要：新しい社会的養育ビジョンの目標 参照〕

社会的養護とは

- 保護者のいない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。
- 社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を理念として行われています。
- 社会的養護の体系は、〔P●、社会的養護の体系〕を参照。

社会的養護の体系



「東京都社会的養護推進計画 (東京都福祉保健局)」より

[新しい社会的養育ビジョン]の概要

<経緯>

平成28年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定された。この改正法の理念を具体化するため、厚生労働大臣が参集し開催された有識者による検討会で「新しい社会的養育ビジョン」がとりまとめられた。(H29年8月公表)

<ポイント>

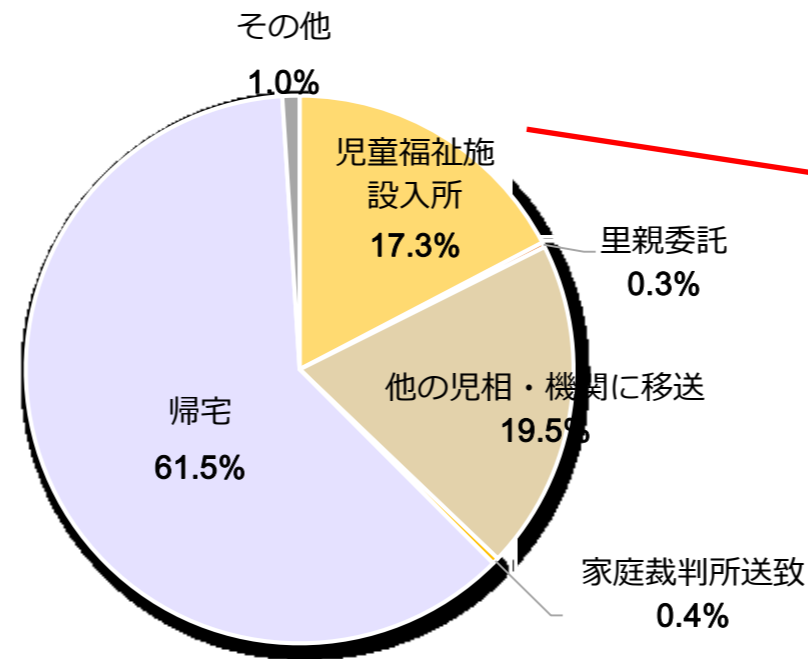
平成29年度から着手し、目標年限を目指し、計画的に進める。

- 市区町村を中心とした支援体制の構築
- 児童相談所の機能強化と一時保護改革
- 代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則に関して乳幼児から段階を追っての徹底、家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化
- 永続的解決の徹底
- 代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底

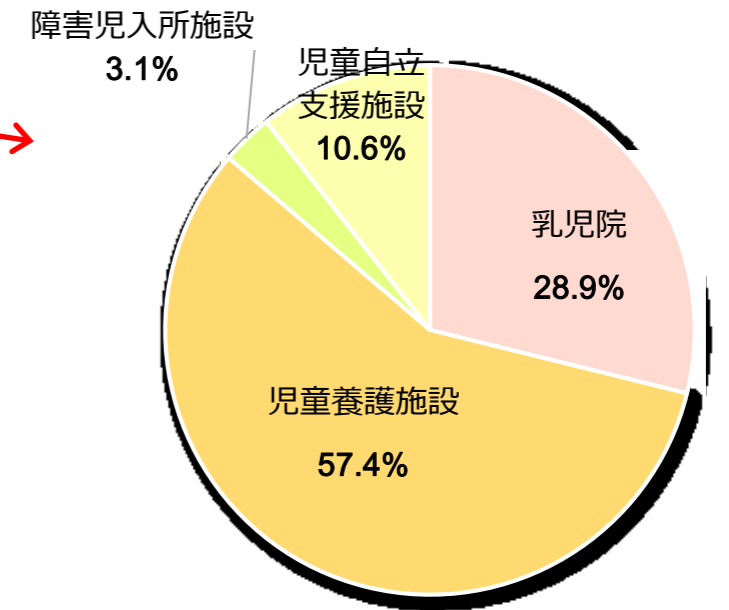
<工程で示された目標年限の例>

- 就学前の子どもは、原則として施設への新規措置入所を停止。
- 3歳未満は概ね5年以内、それ以外の就学前の子どもは概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現。
- 学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現。(平成27年度末の里親委託率(全年齢)17.5%)
- 施設での滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内。
- 概ね5年以内に、現状の約2倍である年間1,000人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も増加を図る。

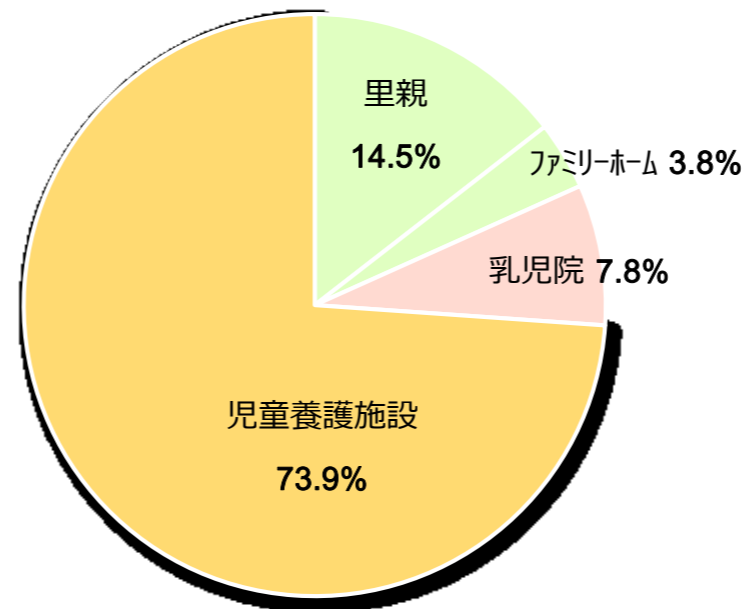
一時保護所からの退所状況(平成28年度)
都児童相談所 事業概要(平成29年版)



児童福祉施設新規措置状況(平成28年度)
都児童相談所 事業概要(平成29年版)



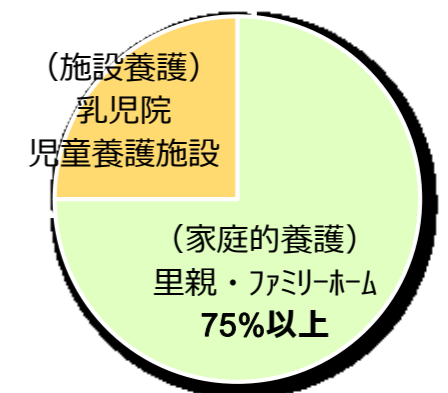
社会的養護の割合(平成29年12月)
厚生労働省 ホームページ



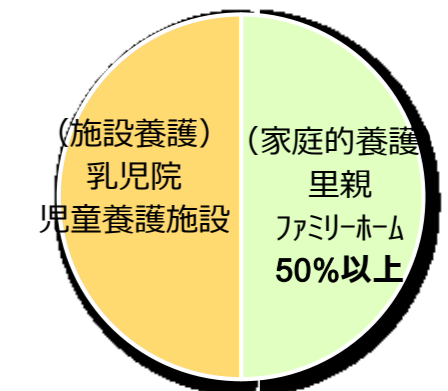
【除外する施設】児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム

新しい社会的養育ビジョンの目標

就学前



就学後



4.

区立児童相談所のメリットと新たな支援の可能性

4-1 区が児童相談所を設置するメリット

東京都から文京区へ児童相談所機能を移し、区に児童相談所を設置することで、以下のメリットが得られるものと考えられます。

4-1-1 迅速性、機動性

管轄が区内に限られることで、機動力に富む行動が可能になります。通告から、対象者の特定、調査、安全確認が数時間で可能となり、児童虐待等への対応が迅速に行うことができます。



4-1-2 身近な相談窓口

「都と区」という二元構造ではなく、子育て不安など比較的軽微な相談から、緊急で保護や施設等への措置が必要な相談まで広く対応することが可能となります。



4-1-3 他部局との密接な連携

保健サービスセンター、保育所、学校などの虐待予防、発見の関係部署が同じ区の機関であるため、密接な連携が可能となります。



4-1は、川並利治（2015）「児童相談所設置市の課題と展望」Vol17No1 通巻 43『子どもの虐待とネグレクト』より

4-2 児童相談所と一時保護所を併設するメリット

- 児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員の連携がとりやすくなります。
- 保護した子どもが外出することなく、同一施設内で心理診断等を行うことができます。
- 人員及び施設の管理を一括して行うことができます。

4-3 新たな支援の可能性

現在、各部署で実施している様々な施策や取り組みの充実に加え、地域資源等を活用した新たな取り組みを展開することで、更なる児童相談行政の強化・充実を図ります。



第4章 基本方針

1. 基本方針

1-1 基本方針「文京区の子どもの最善の利益を守る。」

平成28年児童福祉法の改正により、全ての児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有することが明確化されました。

しかしながら、現在においても児童虐待発生件数は増加傾向にあり、全国各地で児童虐待が原因による死亡事件も発生しています。

このような痛ましい事件が繰り返されないためにも、事態が深刻化・重篤化する前に、孤立しがちな子育て家庭の早期発見に努め、必要な支援策につなげる必要があります。

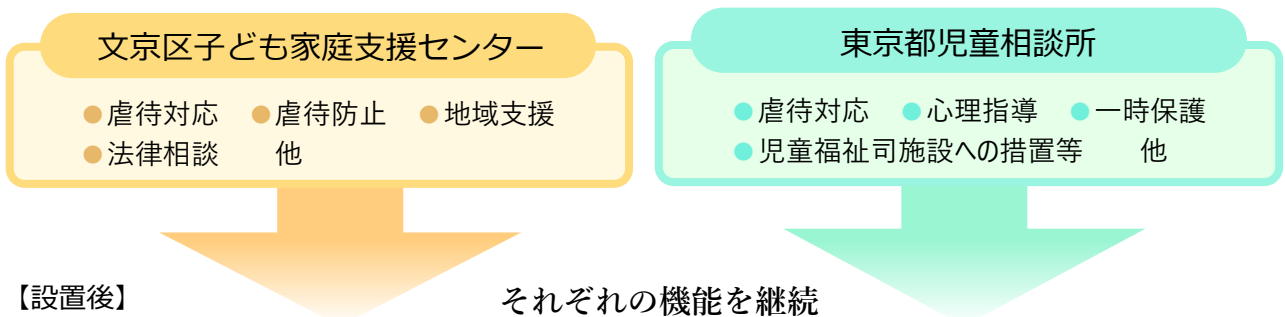
区が児童相談所を整備するに当たっては、現行の子ども家庭支援センター、児童相談所、一時保護所の三者の機能を一体とした施設とします。

また、児童相談体制では、子どもと家庭を対象にあらゆる相談を守備範囲とする総合相談体制とワンストップ化を目指します。

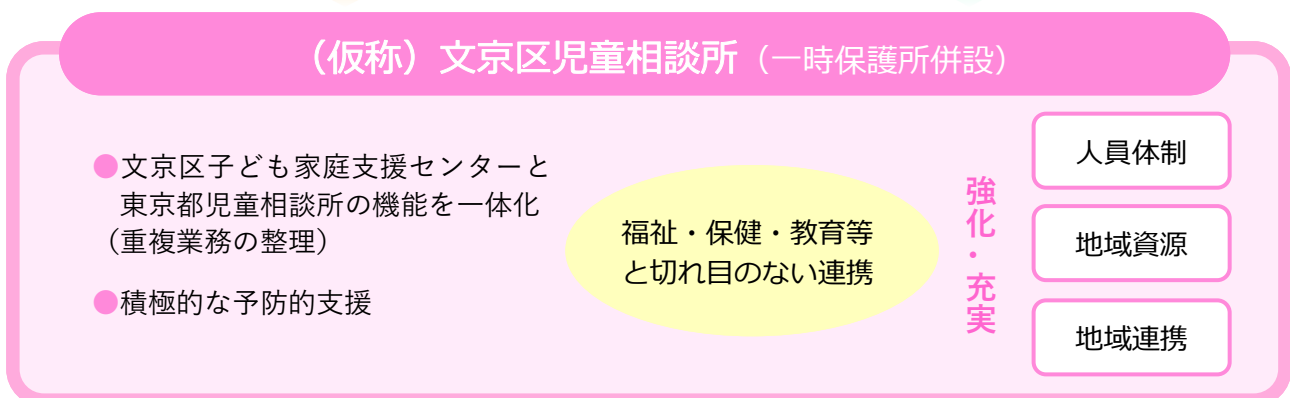
さらに、子どもに関する支援のより一層の強化に向け、支援に関わる人員の充実、区の強みである地域資源を活用した新たな取り組み及び地域連携を最大限活用し、支援が必要な家庭を早期に発見する積極的な予防的支援を図ります。

子どもの最善の利益を守るため、福祉、保健、教育等の行政機能や関係機関と連携した切れ目のない一貫した相談・支援体制を構築します。

【設置前】



【設置後】



(仮称) 文京区児童相談所の機能について
 ～ 子ども家庭支援センター機能と児童相談所機能の一体化 ～

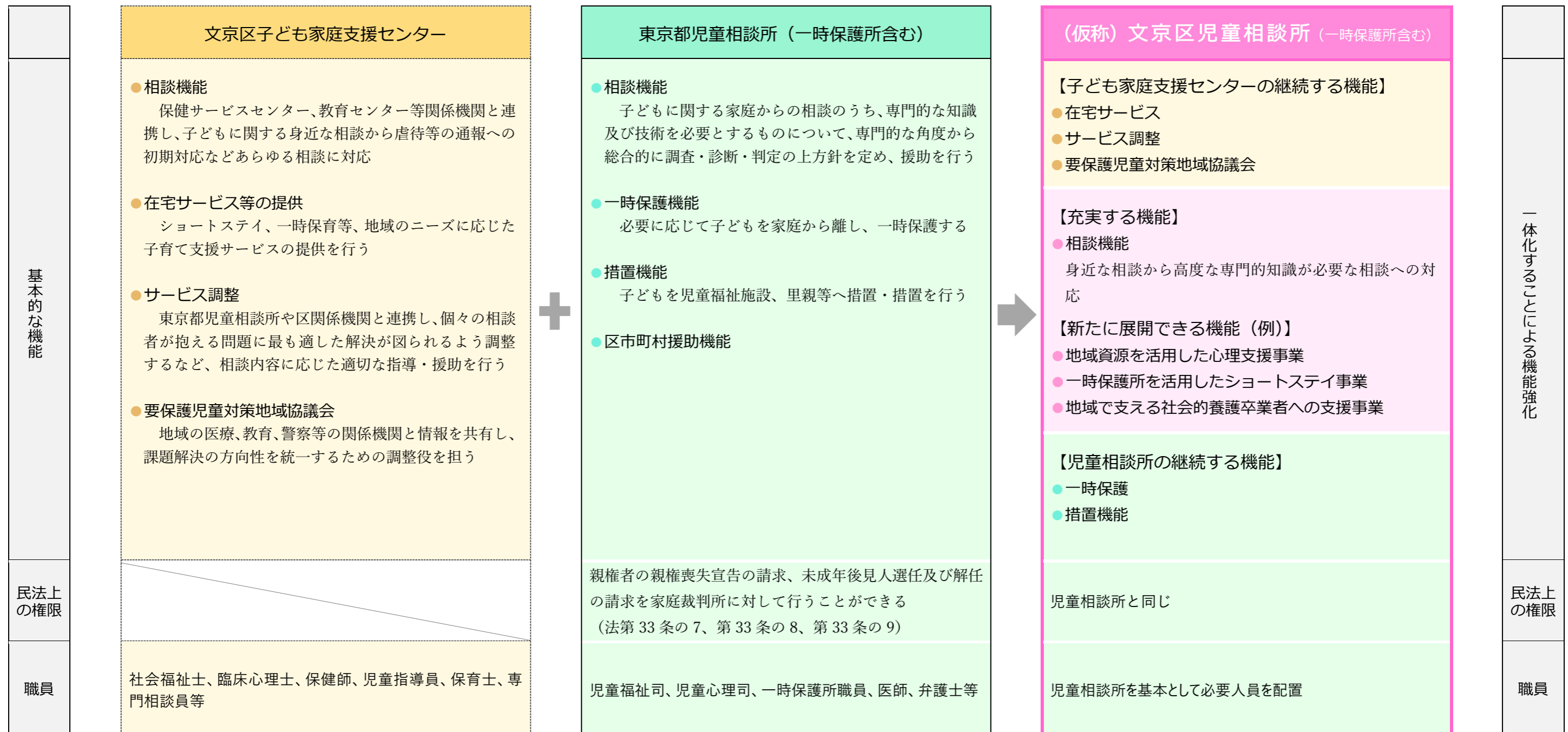
文京区子ども家庭支援センターの主な機能は、あらゆる相談を受け、必要と思われる在宅サービスを活用する寄り添い型の支援であり、相談や通報内容によって東京都児童相談所へ情報を提供し、連携を図っています。

一方、東京都児童相談所は、区による家庭相談が円滑に執行されるようにサポートするバックアップ機能の役割を果たしています。

今後設置する区児童相談所は、この二つの施設機能を一つにすることにより、課題とされている相談先のわかりにくさ、物理的な距離、心理的な温度差を解消します。

さらに、二つの施設の機能が重なることで、切れ目のない支援体制として相談機能の充実を図るとともに、地域資源等を活用した新たな施策を展開することにより、強力な児童相談体制を構築します。

(機能が強化されることに伴い、人材の確保や育成が重要になります。)



1-2 基本方針を実践するための視点・行動

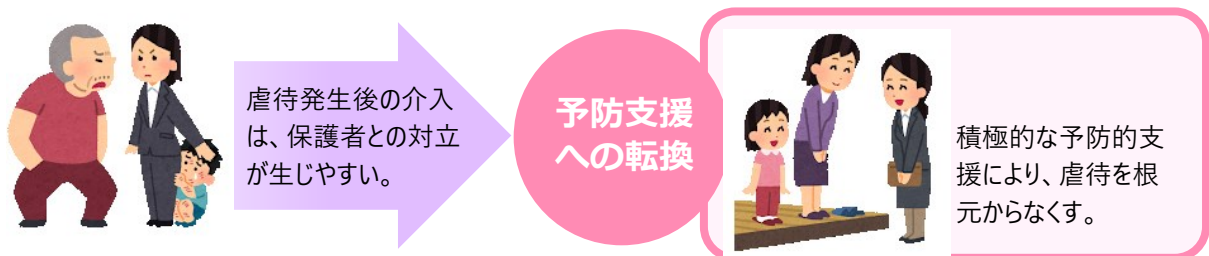
〔P● 児童虐待をキャッチするための関係部署との連携イメージ及び主な機能（事業）参照〕

1-2-1 虐待の発生予防

児童相談に関係する部署が、それぞれの事業等を通じて子どもや保護者へアプローチすることによって、虐待の発生予防に取り組みます。

(1) 予防的支援に重点を置いた相談体制

虐待を発見してから対応する場合、保護者とのトラブルや事態が深刻化する可能性が高くなることから、様々な事業を通じて虐待を未然に防止する予防的支援の強化を図ります。



1-2-2 虐待発生後の速やかな対応

虐待が発生（相談・通告・発見等）した場合、速やかに関係機関と情報を共有することで切れ目のない支援体制を構築し、虐待の重篤化を防ぎます。

(1) （仮称）文京ルールの検討

区内関係部署が虐待と思われる子どもを発見した場合、各部署が個別に虐待を判断することなく、必ず児童相談所に情報が集まる仕組みを構築するため「（仮称）文京ルール」を策定します。

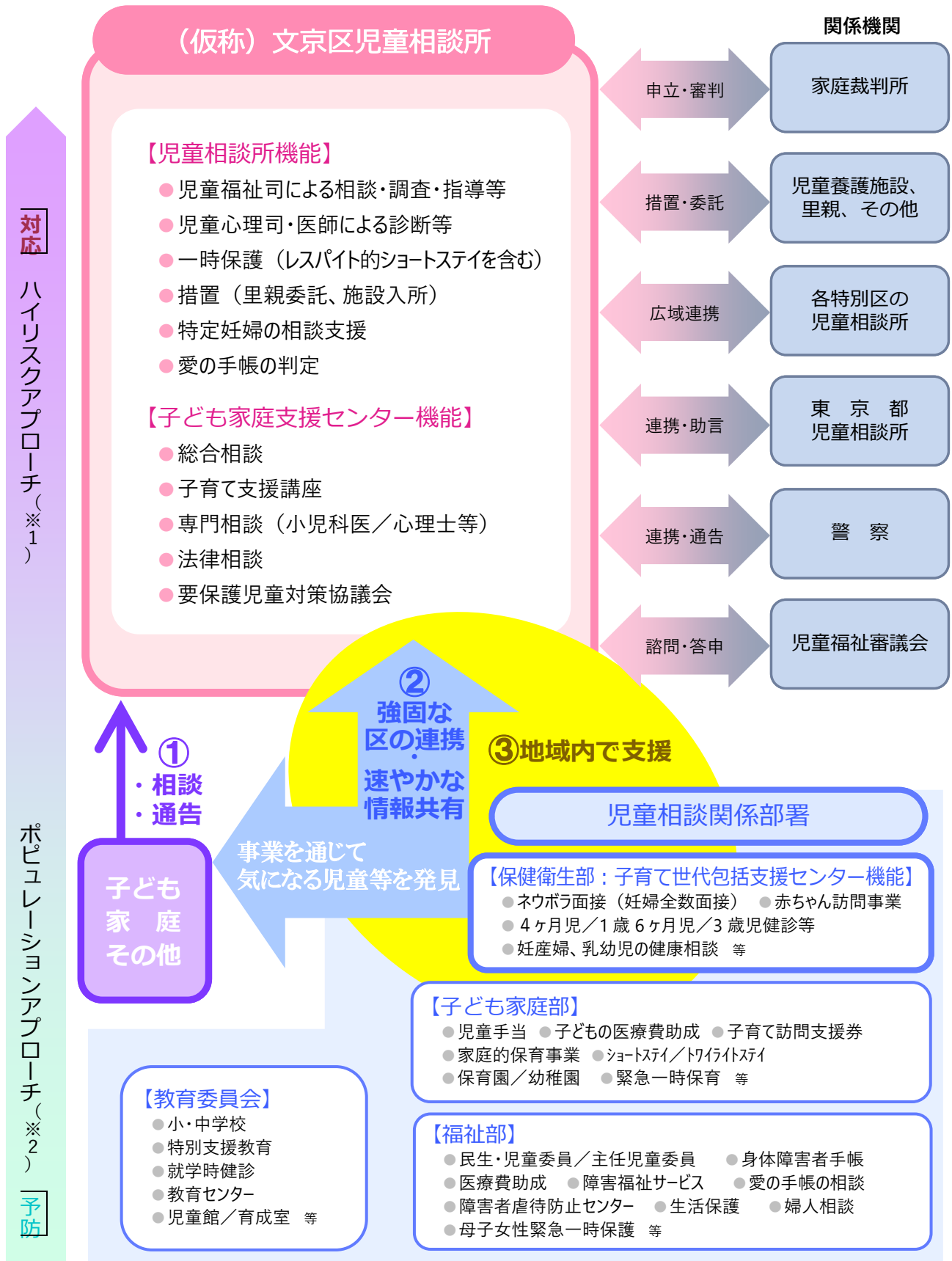


1-2-3 地域で支える子どもの未来

虐待の発生予防、早期発見、児童相談所における各種診断を経て、施設や里親等による保護、養育、家庭復帰等の一連のプロセスを、地域の中で継続的に支援していくための取り組みを推進します。

なお、必要に応じて、他自治体・関係機関等と連携し、相互協力体制を構築します。

児童虐待をキャッチするための関係部署との連携イメージ及び主な機能（事業）



※1 ハイリスクアプローチ：危険性の高い特定の対象者に介入すること。

※2 ポピュレーションアプローチ：普及啓発や環境整備によって集団全体に働きかけること。

児童相談所の相談内容に関連する関係部署の相談業務との連携



2.

児童相談体制

2-1 児童相談所の主な職種等

児童相談所に配置する主な職種は、以下のとおりです。

2-1-1 所長

- 所長として法に定められている権限の行使。
- 法第32条等により都道府県知事等から委任された権限の行使。
- 各部門の業務の統轄。
- 児童相談所を代表しての対外活動。
- 所長の資格は、児童福祉法第12条の3第2項により定められ、下表（区分）のいずれかに該当する者でなければならないとされている。
- 児童相談所長の資格区分及び人数割合 によれば、4号区分が約5割を占めているので、配置の参考とする。

児童相談所長の資格区分及び人数割合（平成30年4月1日現在、厚生労働省調べ）

区分	説明	人数	割合
1号	医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者	6	3%
2号	学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	37	18%
3号	社会福祉士	35	17%
4号	児童福祉司として2年以上勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後2年以上所員として勤務した者	102	49%
5号	前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定める者	30	14%

2-1-2 児童福祉司

- 子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に対応。
- 必要な調査、社会診断の実施。
- 子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導の実施。
- 子ども、保護者等の関係調整（家族療法など）の実施。

- 全国の児童福祉司の勤務年数によれば、5年以上の勤務年数が約4割を占めていることから、開設当初に多くの経験者職員等を配置しておくことが望ましい。

全国の児童福祉司の勤務年数（平成30年4月1日現在、厚生労働省調べ）

勤務年数	1年未満	1～3年	3～5年	5～10年	10年以上
割合	15%	29%	17%	24%	16%

2-1-3 児童心理司

- 子ども、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって子ども、保護者等に対し心理診断の実施。
- 子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導の実施。
- 全国の児童心理司の勤務年数によれば、5年以上の勤務年数が約5割を占めていることから、開設当初に多くの経験者職員等を配置しておくことが望ましい。

全国の児童心理司の勤務年数（平成30年4月1日現在、厚生労働省調べ）

勤務年数	1年未満	1～3年	3～5年	5～10年	10年以上
割合	16%	21%	14%	24%	25%

2-1-4 一時保護所指導員

- 一時保護している子どもの生活指導、学習指導、行動観察、行動診断、緊急時の対応等、一時保護業務全般の実施。
- 児童福祉司や児童心理司等と連携して子どもや保護者等への指導の実施。
- 児童福祉司や児童心理司と同様に、開設当初に多くの経験者職員等を配置しておくことが望ましい。

2-1-5 その他職員

- 事務、医師（精神科医、小児科医）、弁護士、非常勤等

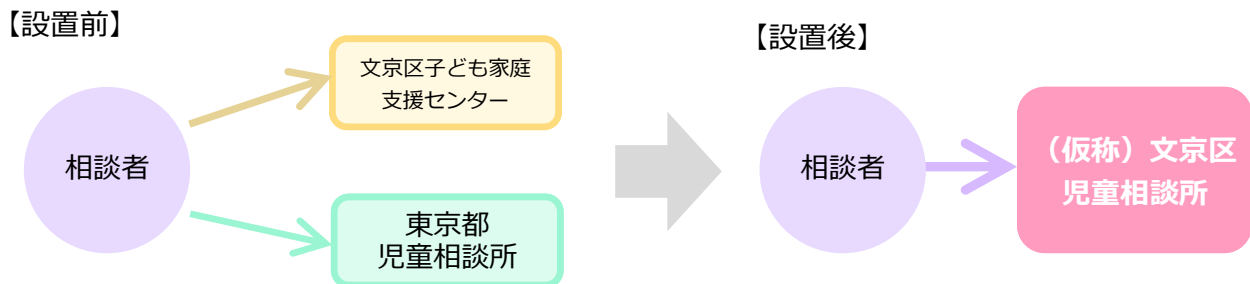
全国の弁護士の活用状況等（平成30年4月1日現在、厚生労働省調べ）

児童相談所数	常勤職員		非常勤職員		弁護士事務所との契約等箇所数
	箇所数	人数	箇所数	人数	
211箇所	7箇所 (3.3%)	9人	85箇所 (40.3%)	136人	119か所 (56.4%)

2-2 児童相談所内の体制

2-2-1 相談先を区に一本化

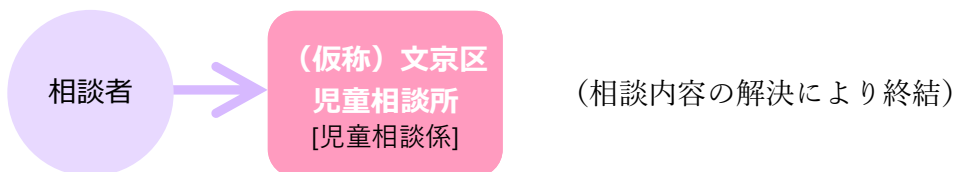
相談先が区に一本化することで、住民視点でのわかりにくさを解消します。



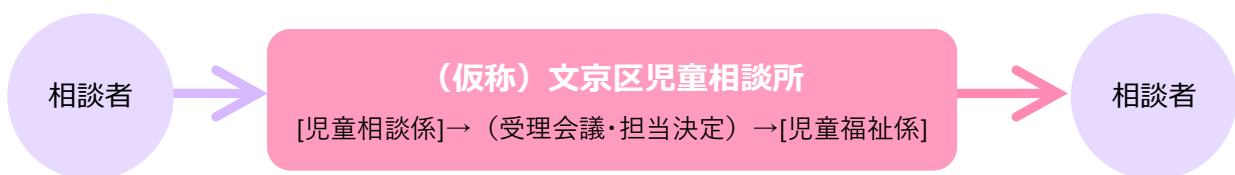
2-2-2 相談内容で係を分担

初期相談で解決できる内容と中・長期的に継続が必要な内容を分担することにより、相談者と職員がつながりやすい体制とします。

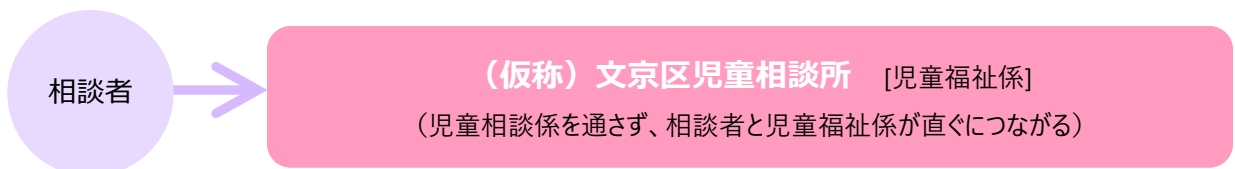
(1) 1回で終わる相談



(2) 中・長期的に継続が必要な相談 (詳細はPO、児童相談の流れ図参照)



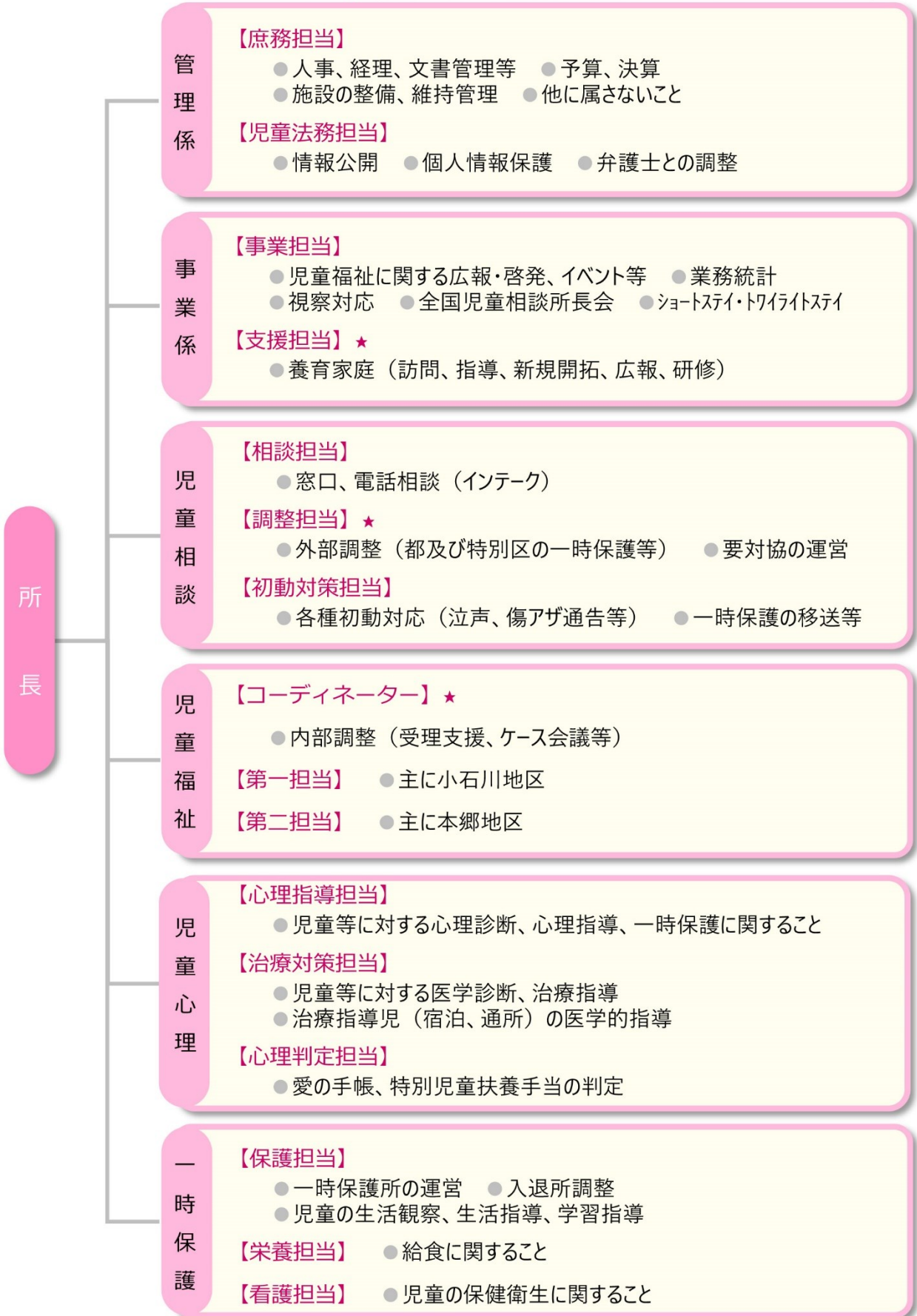
(3) 2回目以降の相談



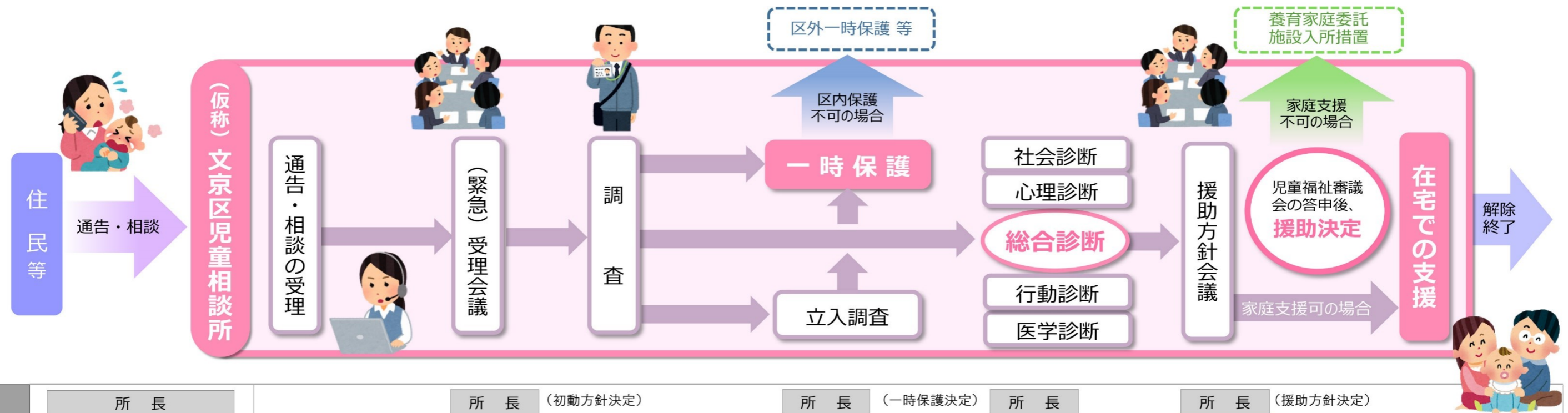
その他、施設の管理、社会的養護に関すること、心理指導、一時保護など、児童相談に関する業務を係で分担します。(PO、組織図参照)

(仮称) 文京区児童相談所 組織図 (案)

【担当】 ●所掌事務 ★SV(スーパーバイザーの略。児童福祉司を指導及び教育を行う児童福祉司)配置



児童相談の流れ図（一例）



組 織 （ 相 談 体 制 ）	所長	所長（初動方針決定）	所長（一時保護決定）	所長（援助方針決定）	
	児童相談係	相談担当（相談内容報告） 調整担当★（緊急受理の判断） 初動対策	相談担当 調整担当（進行） 初動対策 初動対策（安全確認）	調整担当（区外調整） 調整担当 初動対策（移送）	調整担当 調整担当（社会的養護調整）
	児童福祉係	コーデ※★ 地区担当★	コーデ 地区担当	コーデ（庁内調整） 地区担当（家庭調査）	コーデ（進行） 地区担当（社会診断） 地区担当（継続指導）
	児童心理係	心理指導 治療対策 心理判定	心理指導	心理指導（心理検査） 治療対策（医学的検査）	心理指導（心理診断） 治療対策（医学診断） 心理指導（専門相談） 治療対策（治療指導）
	一時保護係	保護担当	保護担当	保護担当（生活指導）	保護担当（行動診断） 保護担当
	事業係	支援担当★ 事業担当	支援担当	支援担当（措置費支払）	支援担当（養育家庭） 事業担当（ショート）
管理係	児童法務 庶務担当	児童法務	児童法務（弁護士調整）	児童法務（弁護士調整）	

※コーデ（コーディネーターの略） ★S V（スーパーバイザーの略）

3.

職員の確保・育成

3-1 職員数について

児童相談所の開設に向け、開設時までに必要な職員数を確保し、必要なスキルを備えた人材を育成します。

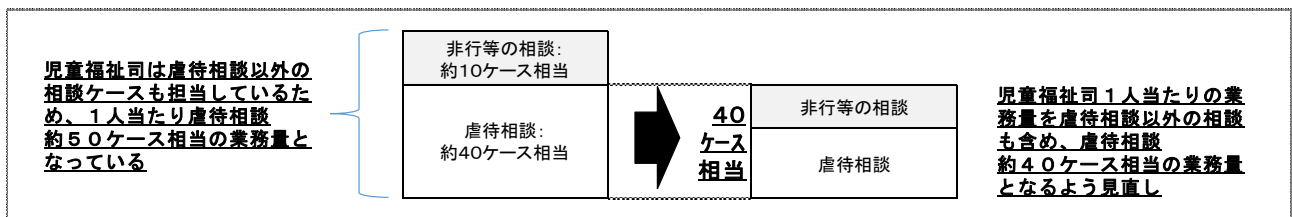
職員数については、国や都の動向を注視し、必要に応じて適宜見直しを行います。

3-1-1 職員数の算出方法について

平成30年3月、都内において児童虐待が原因とされる死亡事件が発生したことを受け、国は同年7月に緊急総合対策*を公表しました。

緊急総合対策には児童相談所の体制強化が掲げられ、これまで人口ベース（人口4万人に児童福祉司1人）で算出していた職員数を相談件数ベース（児童福祉司1人当たりの業務量を40ケース相当）で算出するよう見直すこととされました。

※：緊急総合対策：平成30年7月児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において決定された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の略



※：「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）骨子（別紙）より

上記をもとに、文京区児童相談所に必要な児童福祉司の人数を算出すると・・・

(P〇、職員の活動状況：平成29年度の受け持ち児童数：901ケース を根拠とする)

$$\Rightarrow 901\text{ケース} \div 40\text{ケース} = 23\text{人} (22.5\text{人}) \text{〔端数切り上げ〕}$$

3-1-2 児童相談所の想定する職員数

3-1-1等を基準に算出した職員数は以下のとおりです。

(1) 児童福祉司 27人

児童福祉司の基本人数(23人) + 所長(1人) + 保健師(3人)

(2) 児童心理司 12人(非常勤等含む)

児童福祉司の基本人数(23人) ÷ 2人 ≒ 12人(11.5人)〔四捨五入〕

(3) 一時保護所指導員 25人(非常勤等含む)

勤務体制が4交代(日勤、早番、遅番、夜勤)であり、夜勤を最低3人確保する場合に必要な職員数です。(保護児童数:10人程度)

〔PO、一時保護所における子ども達の生活スケジュール及び職員の体制 参照〕

(4) 事務等 20人(非常勤等を含む)

① 文京区子ども家庭支援センター業務内容等を参考としています。

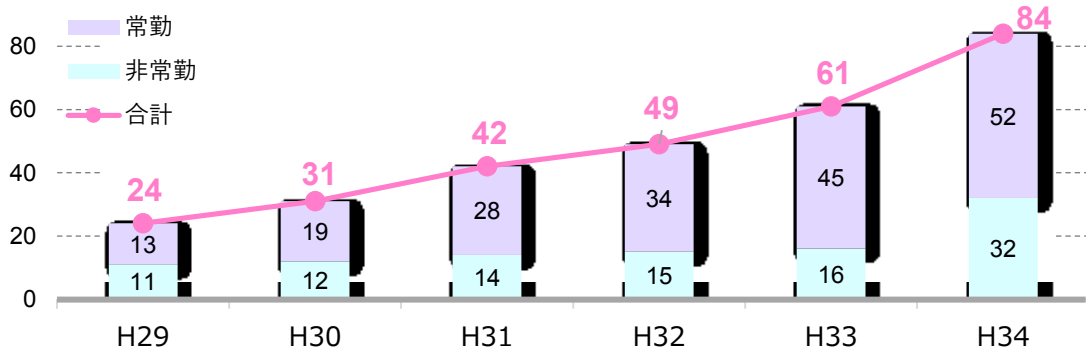
児童相談所の職員数案(平成30年7月現在)

職員区分 (職種) 担当	常勤				非常勤等	合計
	児童福祉司	児童心理司	一時保護所指導員	事務		
所長	1					1
管理係				3	2	5
事業係	1			3	3	7
児童相談係	8	1			5	14
児童福祉係	17	2				19
児童心理係		7			6	13
一時保護係			9		16	25
合計	27	10	9	6	32	84

3-2 職員の確保策について

開設年度に向けて、下グラフ「児童相談所開設までの推移」のように文京区子ども家庭支援センター職員数（派遣職員を含む）を徐々に増員し、開設初年度から万全の体制で運営を開始します。

児童相談所開設までの推移（文京区子ども家庭支援センター職員数）

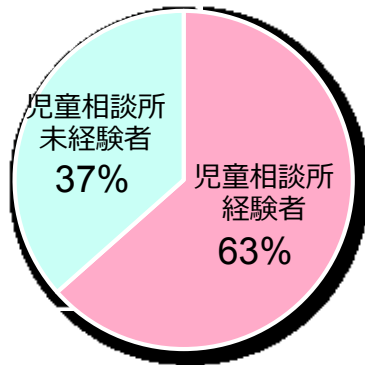


3-3 職員の育成について

都及び近隣の児童相談所等へ職員を派遣し、職員の育成を図ります。

また、経験者採用職員によるOJTにより、派遣しない職員の育成を図ります。

児童相談所経験者の割合



- 児童相談所経験者とは、派遣職員と経験者採用職員の合計です。
- 児童相談所経験者の割合は、常勤職員の約63%を想定しています。開設までに経験者の割合を増やせるよう努めます。

これまでの派遣実績

派遣先	職種等
東京都児童相談センター	児童福祉司、児童心理司、一時保護所指導員
東京都小平児童相談所	事務
埼玉県中央児童相談所	一時保護所指導員
横浜市中央児童相談所	児童福祉司

4.

一時保護所方針

● 一時保護所の概要 ●

- 1 施設 児童福祉法第 33 条の規定に基づき児童相談所長等が必要と認める場合に子どもを一時的に保護する施設。
- 2 対象 虐待、置き去り、非行などの理由により保護が必要な子ども。
(おおむね 2 歳以上 18 歳未満)
- 3 機能 子どもの安全が確保できる機能を備え、アセスメントする。(保護期間中に子どもの心身の状況、その置かれている環境、その他の状況の把握)

4-1 一時保護所の基本方針

- 個に応じた適切な支援を保障するため施設設計を行うとともに、十分な職員体制を構築します。
- 無断外出や子ども同士のトラブル等の事故防止を図るため、子どもが落ち着いて生活できる空間を確保することで、近隣との良好な関係を構築しながら、子どもの最善の利益を守ります。
- 円滑で迅速な保護及び適切な面談・指導を行えるよう、児童相談所に一時保護所を併設します。

混合処遇等への対応

- 方針:原則、個室対応を基本とし、学齢前、学齢後の男・女の 3 グループに分け、各グループの職員が子ども達の生活や行動を見守るなど、適切に援助・指導を行います。
 - 広域連携:複数人の非行や同じ学校に通う子どもなど、同一空間での処遇が困難な場合には、各特別区や都との連携など、広域的に対応します。
- ⇒ 明確な方針については、今後検討を行います。

4-2 一時保護所の統計

4-2-1 東京都の統計 (東京都児童相談所「事業概要(H29年版)」より)

- a. 設置数 : 都内7ヵ所、定員 213 人
- b. 平均保護日数 : 42.4 日 (平成 27 年度 : 41.3 日)
- c. 総保護人数 : 88,429 人 (平成 27 年度 : 83,756 人)
- d. 入所率 : 113.7%・・・(c. (88,429 人) ÷ (a. (213 人) × 365 日)) %
- e. 年齢割合 : 幼児 12%、学齢児以上 88% (H27 年度 : 幼児 15%、学齢児以上 85%)
- f. 新規入所状況
 - ・養護・被虐待 : 1,205 人 (56.4%)
 - ・養護・その他 : 245 人 (11.4%)
 - ・非行 : 619 人 (29.0%)
 - ・その他 : 68 人 (3.2%)

4-2-2 文京区の統計

平成28年度から一時保護が急増している主な理由として、警察庁から全国の警察への通達により、面前DV*があった場合に児童相談所へ通告することが徹底されたことが挙げられる。

※面前DV : 子どもの目の前で配偶者や家族に対して暴力をふるうこと。

文京区の子どもの一時保護人数

年度	25	26	27	28	29
保護人数 (人)	16	16	20	29	37

過去5年の
最大保護人数

4-3 一時保護所の定員の算出方法

4-3-1 文京区の定員

都一時保護所の入所率が定員を超えていること (113.7%)、保護人数が急増していること (37名)、一時保護所の定員の考え方等を踏まえ、区が設置する一時保護所は、いつでも子どもを保護できる体制とするため、基準とする数の2倍を定員とします。

なお、定員をさらに超えることも予測されるため、居室は十分な広さを確保します。

4-3-2 算出方法

(1) 基準〔文京区の保護人数 (最大) × 都の平均保護日数 ÷ 365 日〕

$$37 \text{ 人} \times 42.4 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = 4.29 \text{ 人} \approx 5 \text{ 人}$$

(2) 定員〔文京区の定員基準 × 2 倍〕

$$5 \text{ 人} \times 2 \text{ 倍} = 10 \text{ 人}$$

参考とした一時保護所の定員の考え方

2013年度の和田一郎氏らによる「一時保護所における支援の充実」にかかわる調査結果によれば、(全国) 104施設中、入所定員数の最小は4人、最大は70人で、20人以下の規模が約6割を占めると報告されている。

人口約80万人の浜松市(2006年開設)及び人口約70万人の静岡市(2007年)がともに20名、政令市より人口規模の小さい中核市・特別区がつくるとすれば、定員は10名～20名が想定される。

結論から言えば、非予測性と公共性の高い一時保護所の定員は、一日平均保護児童数の2倍～3倍を見込むことである。

川並利治・井上景(2016)「小規模一時保護所の設置と検討課題」和田一郎編著『児童相談所一時保護所の子どもと支援』明石書店より

一時保護所における子ども達の生活スケジュール及び職員の体制

○子ども達の生活スケジュール

		起床→	7:00	7:30	8:15	9:15	9:30	11:30	12:00	13:00	15:00	15:30	17:30	18:00	19:00	19:30	20:00	←就寝			
学 齡 前	幼 児							散歩・外遊び (おやつ)			午睡		室内遊び・入浴		夕食・後片付け・ 歯磨き	自由 時間	就寝 準備		幼 児		
学 齡 後	男 子				自由 時間	朝の 会	運 動 ①	休 憩	運 動 ②	共 用 部 清 掃 ・ 昼 食 準 備	昼 食 ・ 後 片 付 け ・ 歯 磨 き	学 習 ①	休 憩	学 習 ②	夕 食 準 備	自由時間			就 寝 準 備	振 り 返 り	男 子
	女 子						学 習 ①		学 習 ②			運 動 ①		運 動 ②					女 子		
		起床→	7:00	7:30	8:15	9:15	9:30	11:30	12:00	13:00	15:00	15:30	17:30	18:00	19:00	21:00	21:30	←就寝			

		6:00	6:30	8:30	9:30	13:15	15:15	16:30	17:15	22:00	24:00
職 員 体 制 別	時 間 帯	平日	3	4	11	8	11	8	11	6	3
	別	土 日 祝 日	3	4	8	5	8	7	10	6	3

○一時保護所の定員

区分		人数	合計
学 齡 前	幼 児	2人	10人
学 齡 後	男 子	4人	
	女 子	4人	

○一時保護所の職員体制

		職種等	人数	備 考	
勤 務 有	交 代	常 勤	福 祉	7人	日勤、遅番、夜勤
		非常勤	生活指導員	5人	日勤、早番
		臨 時	臨 時	8人	遅番、夜勤
(日 中 の み)	交 代 勤 務 無	常 勤	看護師	1人	児相保健師の併用検討
			栄養士	1人	委託予定
		非常勤	事 務	1人	
			学習指導員	2人	退職校長等 8:15まで
合 計			25人		

○交代勤務の時間帯

区分	時間帯	
①	日勤	8:15～17:15
②	早番	6:30～15:15
③	遅番	13:15～22:00
④	夜勤	16:30～翌9:30

5.

社会的養護の方向性

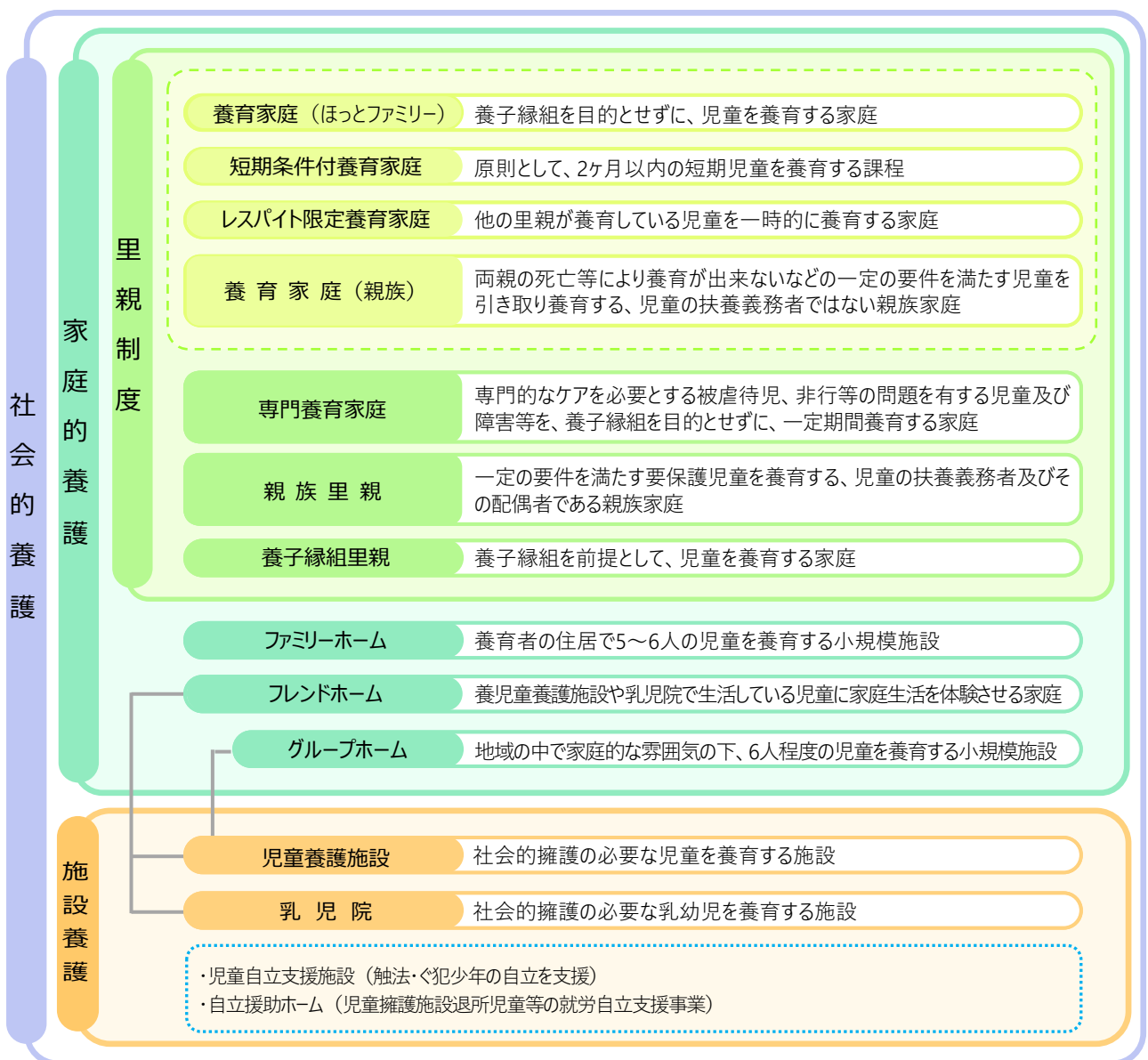
5-1 社会的養護の基本方針

社会的養護の体系に当たっては、自区で必要な受け皿を整備することを基本としつつ、個々の子どもの状態や家庭環境に応じて最も適切な支援を行えるよう、都や他自治体と連携し、相互に利用できるよう協力関係の構築を図ります。

また、児童福祉法や「新しい社会的養育ビジョン」の趣旨を踏まえ、家庭と同様の環境における養育を推進する観点から、下図「社会的養護体系（東京都参考）」の内、家庭的養護を主体とした取り組みを推進していきます。

なお、施設養護については、各特別区の共通課題として検討していきます。

社会的養護体系（東京都参考）



5-2 地域資源の活用

文京区社会福祉協議会^{※1}及び東京養育家庭の会^{※2}等と連携し、ファミリーサポートの提供会員等へ里親制度等について直接働きかけるなど、担い手の確保に努めます。

社会的養護の当事者を支援する日向ぼっこ^{※3}をはじめ、社会的養護に関係する機関との連携について検討します。

※1 社会福祉法人文京区社会福祉協議会

社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を目的に、全国の市区町村にそれぞれに組織されているNPO法人。「だれもが安心して住みつけられるまちづくり」のため、ファミリーサポート事業をはじめとした、様々な事業を通じて地域福祉の向上と充実に努めている。

※2 NPO法人東京養育家庭の会（都内11ヶ所に支部：東京都児童相談所と同じ管轄）

東京都の養育家庭（里親）制度における養育家庭を中心とした里親・里子のためのNPO法人。里親に対する研修や養育家庭の交流会及び養育家庭の身近な悩みに対してアドバイスを行うなどの事業を東京都から委託されており、効果的な事業展開を図っている。

※3 NPO法人日向ぼっこ

生まれや育ち、これまでの経験に関わらず、いろいろな立場の方々と共に「誰もが生きやすい社会の実現」を目指し活動する団体。様々な方達が安心して集える居場所「日向ぼっこサロン」を運営している。

5-3 里親制度の推進

- 広報活動として、里親の体験発表会等のイベントを積極的にPRし、更なる里親の登録拡大に努めます。
- 里親（子）担当の児童福祉司を設置し、常に里親（子）をサポートできる体制を整備します。
- 「短期条件付き養育家庭」や「レスパイト限定養育家庭」の確保に取り組むなど、地域全体で支える仕組みづくりを検討します。

6.

児童相談所設置市（区）事務の方向性

6-1 児童相談所設置市（区）事務について

児童相談所が区に設置された場合、児童相談所（一時保護所含む）業務以外にも、児童福祉法第59条の4第1項により、下表の事務が児童相談所設置市（区）において処理することとされています。

平成30年7月現在、これらの事務を含めて、広域的な調整をどのようにするのか都区において協議中です。

児童相談所設置市（区）事務一覧（児童福祉法または国の通知等による事務）

	事務の内容
1	里親に関する事務
2	児童自立生活援助事業に関する事務
3	小規模住居型養育事業に関する事務
4	児童委員に関する事務
5	障害児入所給付費の支給等に関する事務
6	障害児通所支援事業に関する事務
7	児童福祉審議会の設置に関する事務
8	一時預かり事業に関する事務
9	児童福祉施設に関する事務
10	認可外保育施設に関する事務
11	指定療育機関に関する事務
12	小児慢性疾患の医療の給付に関する事務
13	特別児童扶養手当に係る判定事務
14	療育手帳に係る判定事務
15	障害福祉サービス等情報公開に関する事務
16	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関わる事務

第5章 施設整備方針

1. 施設整備条件

1-1 施設設置予定地

児童相談所を整備するに当たり、一時保護所を併設し、同時期に運営を開始することから、敷地には一定の面積が求められます。

設置場所は、福祉、保健、教育等の行政機能や警察等の関係機関と連携して児童虐待等に迅速に対応するため、区内の中心地域または文京シビックセンターから近接し、交通アクセスの便利な地域が望まれます。

また、併設する一時保護所において子ども達が過ごす環境として、落ち着いた雰囲気であることに加え、保護した子ども達を温かい目で見守ってもらえる地域が望まれます。

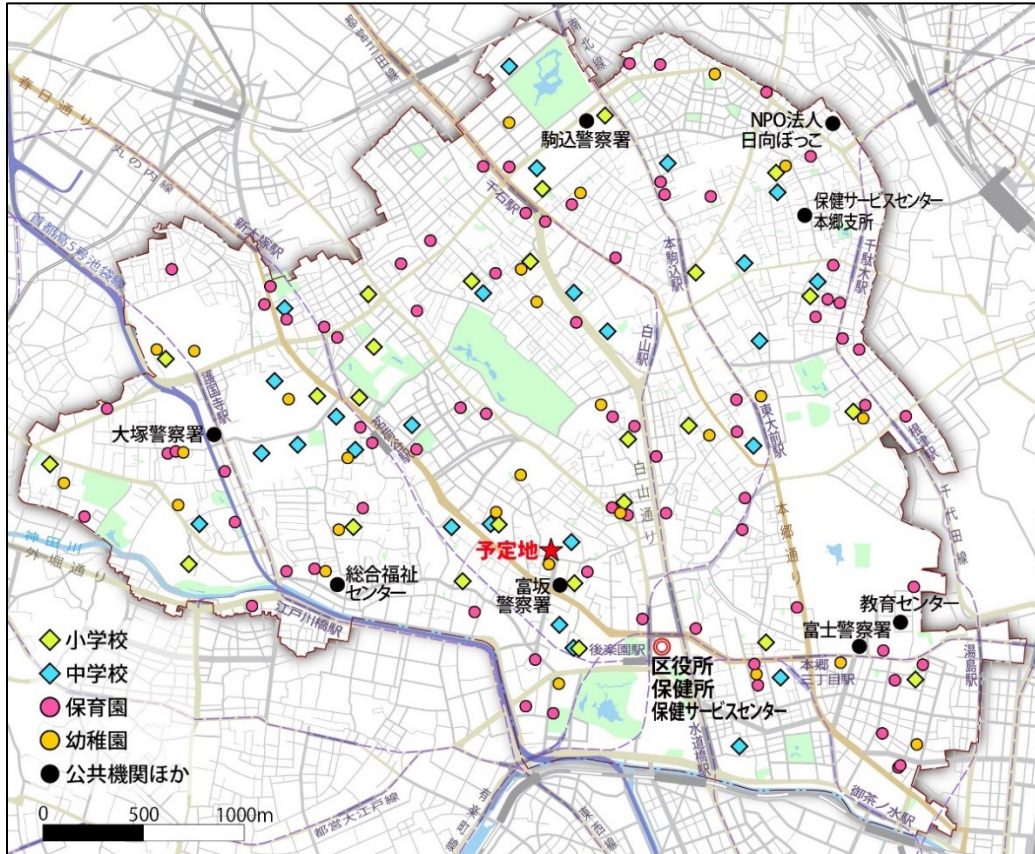
上記の条件等踏まえ、小石川三丁目14番8号（旧国家公務員小石川住宅）を設置予定地といたしました。

平成29年、国からの用地取得に当たり、周辺にお住いの方を対象に説明会等を開催し、児童相談所設置に向けた理解を得るよう取り組んできました。

また、設置予定地は、建設工事着工（予定）まで2年程度の期間があることから、地域の要望を受け、子どもの遊び場として整備（人工芝舗装）し、平成30年7月からひろばとして開放しています。

なお、設置予定地については建築上の規制もあり、施設建設に当たっては周辺環境への配慮が求められます。

立地状況（区全域）



立地状況（周辺）



設置予定地の概要

項 目		内 容
所 在 地		文京区小石川三丁目14番
現 状 施 設		空き地(広場)
主 要 交 通 機 関		東京メトロ丸の内線「後樂園駅」徒歩 12分(1km) 都営三田線「春日駅」徒歩 11分 (0.9km) 都営バス「伝通院前」徒歩 1分
敷 地 面 積		1226.55 m ²
指 定 容 積 率		300%
許 容 床 面 積		3679.65 m ² (前面道路) 2,507.06
指 定 建 蔽 率		60%
許 容 建 築 面 積		735.93 m ²
用 地 地 域		第一種中高層住居専用地域
高 さ の 限 度		指定なし
高 度 地 区	斜 線 型	第三種高度地区
	最高限度高さ	22m高度地区
	最低限度高さ	指定なし
防 火 指 定		準防火地域
日 影 規 制 時 間		4-2.5 時間
日 影 測 定 面 高		4m

1-2 目指すべき施設

次の各項目に掲げる施設の実現を目指します。

1-2-1 児童相談所部分

- 子どもと家庭に関する総合相談窓口としての機能を発揮します。
- 関係機関・関係部署と連携を強化します。
- 組織・相談体制の変更にもフレキシブルに対応できるようにします。
- 施設利用者及び地域の方の安心・安全に配慮します。
- 環境にやさしく、ライフサイクルコストを考慮します。
- 居住エリアと、通所・管理エリアの区画を工夫します。

1-2-2 一時保護所部分

- 死角をなくし、子ども及び子ども同士の事故を防止します。
- 外部からの不当な侵入や子どもの視認を防止します。
- 保護した子どもが安心し、安全に守られた生活空間とします。

1-3 必要設備・器具

1-3-1 児童相談所部分

(1) 必要設備

職員室、相談室、会議室等に必要な諸室を設置します。各部屋の配置に当たっては、子どもや保護者等が心理的に安心できる空間作りに配慮します。

(2) 必要器具

- 記録や文書作成に必要な物品のほか、各部屋にはその目的を達成するために必要な器具、調度品等を備えます。
- 特に、虐待相談・通告受付票、援助指針（援助方針）及び児童記録票などは、多くの個人情報が含まれ、特に子どもや保護者等の支援経過などプライバシーに関わる極めて重要な書類であるとともに、ケースとして終結した後も再び対応することもあり得るため、長期保存とすることも想定し、鍵のかかる書庫等に厳重に保管します。
- 訪問調査、巡回相談、児童移送等のために自動車を整備します。また、虐待相談・通告受付票等の相談記録等は電子ファイルとして整理を進めていきます。

1-3-2 一時保護所部分

(1) 必要設備

児童居室、学習室、遊戯室など必要な諸室を設置します。

特に、虐待や非行などにより一時保護が必要な子どもについては、個別的なケアが必要であり、その子どもに対して適切に対応できる静養室や個室などを設けることも必要です。また、運動遊びのできる十分な広さも必要です。

このほか、保護した子どもの引取を強要する保護者への対応も含め、外部からの不当な侵入を防止するために必要な体制の整備に努めます。

(2) 必要器具

- 生活に必要な各種調度品、子どもの心身の安定化、成長に資する器具等を整備します。

参考とした一時保護所の居室に関する条件

児童		乳幼児のみ		その他
1居室定員	ひとりあたり面積	1居室定員	ひとりあたり面積	
4人以下	4.95㎡以上	6人以下	3.3㎡以上	年齢等に応じ男女の居室を別にする

「一時保護の現状について」H29.4.1 第12回新たな社会的養育の在り方に関する検討会（参考資料）より

1-4 施設整備スケジュール

施設の開設は、平成34年度後半を予定しています。（平成30年7月現在）

（今後、具体的なスケジュールについて検討する必要があります）

事業スケジュール（予定）

年度	31	32	33	34
施設整備等	基本／実施設計		建設工事等	●開設※ (後半)
埋蔵文化財		調査		

※ 建物の構造や規模等によって、工程を修正します。

第6章 施設プラン

1. 基本的な考え方

- 必要な機能を実現するとともに、地域の住環境に配慮したボリュームとなるよう検討します。
- 来所者動線と入所児童の動線が交わることのないよう機能毎に明確なゾーニング（エリア、フロア）を検討する。また、日常動線と避難動線との整合性を検討します。
- 利用者と管理者双方にとって、安全で安心な施設となるよう諸室配置に配慮した検討します。
- 施設設計に当たっては、エリア、ボリューム、フロア、必要諸室を総合的に検討して作成します。

2. 施設内のエリア

2-1-1 児童相談所管理エリア

【主な諸室】職員室、会議室

- アプローチやエントランスを見渡せる位置に配置すると同時に、職員室内や職員の出入りが見えないよう配慮します。
- 緊急時のサブ動線を確保します。
- 緊急ミーティングなどが行えるスペースを職員室内に確保します。
- 職員室は職員の増員等も視野に入れ、十分な広さを確保します。また緊急用の動線を確保します。
- 会議室は、大小様々な会議に対応できるようフレキシブル性を持たせると共に、一時保護エリアと交錯しない動線を確保します。
- 所長室は職員室内若しくは職員室と隣接配置します。
- ケース保管庫は十分な広さを確保し、職員室と近接配置が望ましい。
- 相談室は、職員室と近接配置が望ましい。または緊急時の通話装置やブザー等の設置を検討します。
- 心理検査室は7～8人のグループ活動での使用ができるか検討します。
- プレイルームは卓球やミニトランポリン、サンドバックなど通所児童が身体を動かすことのできる広さと用具を設置します。また可動間仕切りの設置が望ましい。
- 職員用休憩室及び更衣室の使い勝手やスペース設定に配慮します。

2-1-2 開放エリア

【主な諸室】待合スペース、授乳室

- 明るく開放的な空間とします。
- エレベーターや多目的トイレ、授乳室などを配置し、バリアフリーに配慮した計画とします。
- エレベーターは車椅子利用者の使用を想定した仕様とします（ストレッチャー対応は不要）。またカードリーダーやテンキーなど制御制限を検討します。

2-1-3 専門エリア

【主な諸室】相談室、検査室

- プライバシーに配慮した諸室配置とします。
- エントランスホールの一部に待合スペースを確保します。また待合室は、家族ごとに視界がそれるよう、正対しないように工夫（仕切り等）します。
- 職員室に近い位置に相談室を確保できるか検討します。

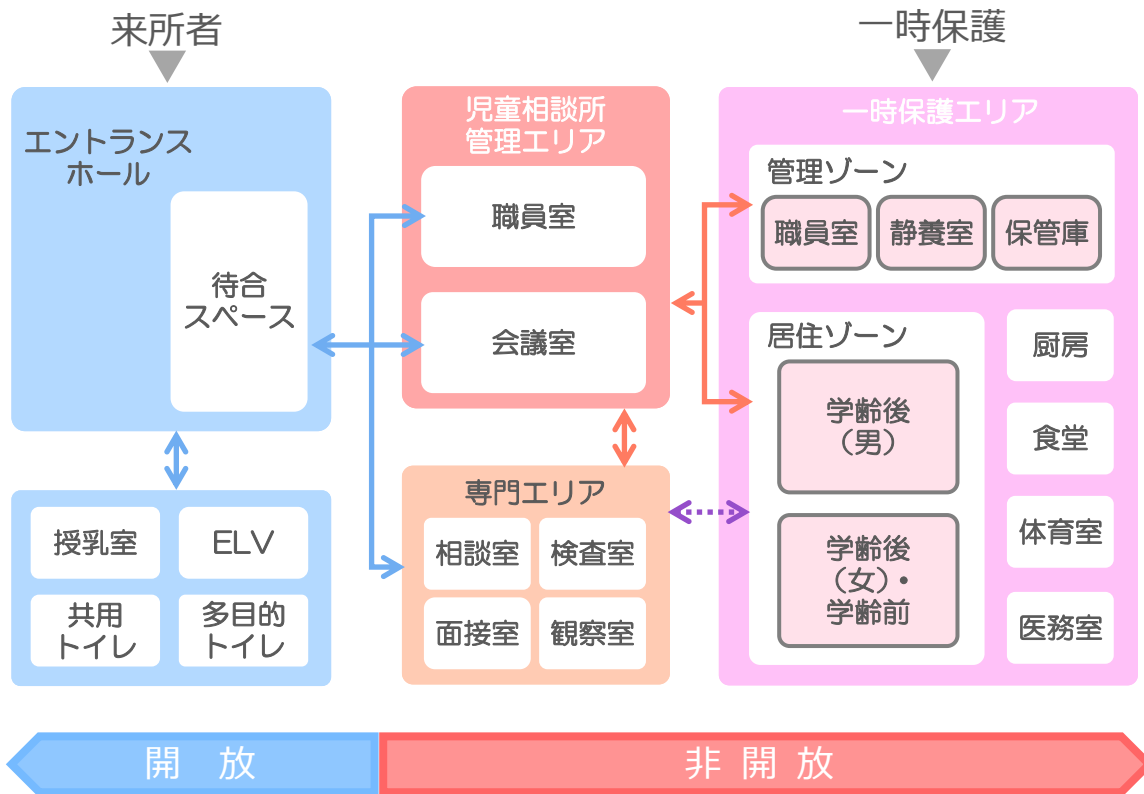
2-1-4 一時保護エリア〔P〇、一時保護所ゾーニングイメージ図 参照〕

【主な諸室】子どもの居室、食堂、体育室、学習室

- 「学齢前（男女の分けなし）」「学齢後（男）」「学齢後（女）」の各ユニットを独立します。
- 居室は採光を確保するなど、生活空間としての設えに配慮します。
- 居室は人数や男女比の調整ができるよう工夫を行います。また、個室化とユニット化、個室の1列配置とラウンジ囲み配置等を比較検討します。
- 静養室は、流行性の病気やその他隔離の必要性が生じた際に柔軟に対応できるように配慮します。
- 宿直室は、ユニット全体を見渡せるよう配慮した配置とします。
- トイレの出入りを管理できるように出入口の位置に配慮します。
- 通所児童の動線と交錯せずに外部に至る動線を確保します。
- 事故防止とプライバシー確保の観点から、一時保護エリアは階層に配慮します。
- 夜間の入所受け入れ時において、保護所職員が円滑に対応できるよう動線に配慮します。
- 体育室等はバトミントンやミニバスケなどのスポーツが行えるよう十分な高さを確保します。
- 倉庫や保管庫は十分な広さを確保し、サイズ別の衣類や布団等の寝具など、用途を踏まえて配置します。分散配置若しくは1カ所へまとめるか否かは実際の使い勝手を想定して検証します。
- 静養室は感染症対策にも使用することを配慮した配置とします。

- 緊急入所対応や会議、倉庫等の将来的な対応に配慮した計画とします。
- 一時保護所エリアから専門エリア等の相談室に子どもが移動する場合は、施設内で移動できるようにします。この場合、外部利用者の動線と交錯せずに移動できる動線を確保します。
- 性自認・性的指向が非典型の子ども達に配慮できる施設を検討します。

施設内のエリア構成案



※専門エリアについては、来所者と一時保護児童が共通して使用するため、使用に当たっては、予めスケジュールを設定し、動線が交わらない対策を講じる。
 (例：月・水・金は来所者、火・木は一時保護児童が使用)

【一時保護所ゾーニングの考え方】

- ・居室は「学齢（男）」と「学齢（女）」、「学齢前(男女の別なし)」で分離する。
- ・食堂、学習室、体育館等は、男女で共有する。
- ・共有するスペースは、位置や時間帯等によって分離する。
- ・日中、のんびり過ごすラウンジは、男女で共有できるか検討する。

一時保護所ゾーニングイメージ



3.

その他の配置

- 一時保護所の夜間受け入れを想定した駐車場を確保します。
- 上記車両動線と歩車道分離された歩行者用アプローチを確保します。
- 搬入車両及び職員用駐車場を確保します。
(一時保護所出入口近傍に横付けできるよう配慮する)
- 上記車両動線と機能的に連続した通用口動線（一時保護所専用出入口）を確保します。
(来所者や通所児童と交差しないよう配慮する)
- 駐輪場及びバイク置場を確保します。(必要台数は基本設計において検討)
- 隣接住環境に配慮した施設配置や必要な対策を計画します。
(日影・プライバシー・視線・夜間受け入れ等)
- 隣地境界には目隠しやフェンスを設置します。
- 外部階段や1階出入口からの進入防止対策を検討します。

4.

立地上の課題

- 敷地前道路は、道幅が狭い上、双方向から車両が通行します。生活道路として人の往来もあり、またスクールゾーンにも指定されていることから、施設を建設する際は地域の実情を勘案する必要があります。
- 二つの施設が併設するため、入口の動線に配慮する必要があります。
- 敷地北側の建物（伝通院・織月会館）に配慮した日影規制を十分検討する必要があります。
- 周辺の住宅地への建物配置等の配慮が必要となります。

設置予定地の周辺状況

